

第六十八回国会
衆議院

午前十時三十六分開議

委員長 齋藤 邦吉君

理事	宇野	宗佑君	理事	木野	晴夫君
理事	丹羽	久章君	理事	藤井	勝志君
理事	山下	元利君	理事	広瀬	秀吉君
理事	松尾	正吉君	理事	竹本	孫一君

上村千一郎君	奥田敬和君
木村武千代君	倉成正君
佐伯宗義君	坂元親男君
地崎宇三郎君	中川一郎君

中島源太郎君	坊	秀男君
村田敬次郎君	毛利	松平君
森	吉田	重延君
美秀君	大原	亨君
阿部助哉君		

佐藤	觀樹君	藤田	高敏君
堀	昌雄君	山中	吾郎君
貝沼	次郎君	寒川	喜一君
小林	政子君		

内閣法制局第三

大藏政務次官	田中	六助君
大藏省銀行局長	近藤	道生君
郵政政務次官	松山	千恵子君

内村 宏君

經濟企画庁調整 局財政金融課長	内村 宏君
經濟企画庁総合 計画局参事官	喜多村治雄君
經濟企画庁総合	

開発局参事官	下河辺 淳君
科学技術庁原子 力局次長	大坂 保男君
大蔵省理財局次 長	大蔵 公雄君

通商産業省公書

保安局公害防止 島田 春樹君
企画課長
通商産業省公益 武田 康君
事業局原子力発

電課長	瀧本 哲郎君
郵政省貯金局次長	石原 周夫君
日本開發銀行總裁	

大蔵委員会調査
室長 末松 経正君

辭任

三池	信君	村田敬次郎君
平林	剛君	大原 亨君
同日		

辭任
大原 亨君
補欠選任
平林 剛君

四月二十日 付加価値税の創設反対に関する請願（石川次夫）

同(石川次夫君紹介)(第二七二六号は本委員会に付託された。

仲加伯伯私倉詔原文に關する阿情書外一件（京

都市中京区烏丸通夷川上ル京都府商工会議所連
合会長森下弘外一名（第一九一号）
万国博覧会場跡地にスポーツ施設設置に関する

陳情書（大阪市東区大手前之町大阪体育協会長
佐伯達夫外四十三名）（第一九二号）
は本委員会に参考送付された。

日本開發銀行法の一部を改正する法律案（内閣）

提出第一九号)
準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)(参議院送付)

日本開發銀行法の一部を改正する法律案及び準

日本開發銀行法の一部を改正する法律案及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案、両案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。大原亨君。

○大原委員　きょうは開発銀行法の改正についての質問をいたすわけですが、開発銀行は財政投融资の中でも今日までかなり重要な役割りを果たし

てきたわけですが、しかし、これが軌道修正、資金の流れについて再検討を加えるということは、全体の中において非常に必要な問題として提起をされながら、具体的にはどうこの問題を

扱っていくか、こういうことにつきましては非常に問題がたくさん残っておるということを、この開業銀行法の問題を通じて私は感ずるわけです。あります。今回の改正は、一言で言えば従来の権

性に流れた行き方であって、この問題は幾つかの点において重要な問題があるのではないか、こういう意見を私は持っておるわけであります。

融資の役割りについての全体的な検討が必要ではないか、その中で開発銀行法の運営はどうあるべきであるか、特にその中で今回の改正にあたって

の問題点はどこか、こういうふうな点を頭に置きながら逐次質問をいたしたいと思っています。

をそのままにしておいたのでは、これは国民の立

場から見ても、あるいは予算審議の立場から見ても、抜けになる、第二の予算案といたしまして国会審議の対象として議決の対象とすべきである、二

て、私は最初に、この財政投融资は一体一般財政

て、私は最初に、この財政投融资は一体一般財政や民間企業に対してどういう任務を持つておるのか、どういう役割りを果たす、そういうことについて考えておるのか、こういう点をお聞きしたい

と思うわけです。これは予算のぶんどりのときに漫然と一般財源の足りない点をここで穴を埋めていく、やりくりをするというふうなことで、内容

を、使い方をワクをきめるということについてはきわめて問題ではないか、こう思うわけですが、この質問に対してのお答えを最初にいただきます。

○大蔵説明員 ただいま先生の御指摘になりました点に關しましては、私どももいたしまして、財政投融资計画の策定にあたりましては、できるだけ直接的に国民生活の安定、向上をはかる方向

に資金を配分をいたしたい、こういう基本的な考え方のもとに策定をいたしておるわけでございまして、御承知のように、財政投融资計画全体の中

にいかにかに資金配分がかわっているかというところから使途別分類表の中に出ておりますが、まず、その国民生活に最も直接関連のある部分、すなわち、私どもこれを(1)～(6)分類と称しておりますけれども、(1)

(6)分類と申しますのは、財政投融資計画を使途別分類表で掲示をいたします際に、住宅、生活環境整備、厚生福祉施設、文教施設、中小企業、農林漁業、この六つを、いわゆる(1)から(6)までのものを(1)分類と称しております。さらにそれを、国土保全、災害復旧であるとか、道路とか、運輸通信であるとか、地域開発であるとか、あるいは基幹産業、貿易・経済協力と、こういう十二の分類をいたしておるわけでございます。そのうち、(1)分類に對しては、できるだけ重点的に資金配分をいたしたい、かような考え方のもとに、本年度四十七年度の財政投融資計画全体のワケが五兆六千三百五十億円のうち、三兆二千八百三十三億、すなわち全体の構成比五八・三%を(1)分類の項目に配分をいたしまして、基幹産業につきましても全体の四・七%ということで、私どもといたしましては、できるだけこの(1)分類に對して資金を重点的に配分をいたしたいという基本的な考え方のもとに配分をいたしておるわけでございます。

御参考までに過去におきまして、飛び飛びに申しますと、昭和二十八年度におきましてはその(1)分類の構成比が全体の三八・二%でございました。それから三十五年度におきましては四七・二%というように、最近におきましては(1)分類に對する配分が五八・三%というように約六〇%に近いものになっていきつつあり、年々この比率を向上させてまいってきておるわけでございます。

○大蔵委員 一、六分類とおっしゃったから、一と六を足したら七になるかと思つたら……。それは別にしまして、水田大蔵大臣も、本会議や予算委員会等で、基幹産業に對しては四・七%であつて少ないと、こういうことを答弁いたしておるわけですが、その中身は何ですか。

○大蔵説明員 基幹産業の四・七%の中身につきましては、開銀に對するものが二千五百十二億円、その他、金属鉱物探鉱あるいは石油開発、動力炉・核燃料事業団、電源開発、こういったような

ものに對する資金の配分が、基幹産業の中に組み入れられております。

○大蔵委員 基幹産業の四・七%という中身について、私はもう少し詳細な資料を出してもらいた。基幹産業の中には、たとえば貿易・経済協力とか、運輸通信の部門とか、使途別の分け方によつて違ふけれども、運輸通信部門とか、あるいは道路の一部とか、そういうふうなものについては含まれてないのですか。

○大蔵説明員 基幹産業のいまの分類の中にはたゞいまお話ししたようなものが含まれておりまして、それからさらに、貿易・経済協力と申しますのは、また別の項目にして貿易・経済協力という項目が立てられておるわけでございませう。貿易・経済協力につきましては、全体の九・六%ということでございます。さらに、運輸通信に關しましては、運輸通信という項目が別に立てられておりまして、運輸通信は二・二%ということになっておるわけでございます。

○大蔵委員 運輸通信の中には開銀銀行の融資の對象になっている海運とか電力とか石油、そういうようなものも入っているんですか。

○大蔵説明員 運輸通信の中に含まれておりますのは、郵政、国鉄、電電、船舶公団、鉄建公団、空港公団、京浜外貿埠頭公団、阪神外貿埠頭公団、日本航空、公営公庫、これらが運輸通信の中に入つておるわけでございます。

○大蔵委員 つまり、その他公団、公庫、銀行、そういう金融事業団体を通じて財政投融資の融資をやつておるわけですね。ですから、あなたのは、大蔵大臣がいつも答弁するけれども、財政投融資の五兆六千億円の四・七%しか基幹産業には行つていないというのほうである、そんな答弁は、私も、議論をする時間がないから言わなかつたけれども、いまの御答弁をいただいてわかるように、たとえば運輸関係はだつてあるんです。あるいは経済協力だつてあるんです。だから、経済協力と基幹産業の分を足しても一四・四%になるのです、いまを算術

計算いたしましたも。ですから、運輸部門とかあるいは土建関係でしたらまた別にありますけれども、そういうものはずつと分類いたしましたならば決して少なくないわけですね。四・七%だから、財政投融資は一元的に生活優先に使われているというふうな、そういう答弁をするというのは、私は、間違ひだと思ふ。その中身を整理してやつてもらいたいと思ふけれども、答弁できますか。

○大蔵説明員 ただいまの先生の御指摘の、中身を整理するという部分でございますが、私も現在使途別分類表をたゞいまお話しいたしましたようにな分け方分けておりますので、基幹産業と申しますと、私も平生電力、海運、鉄鋼等のものを基幹産業というふうに理解をしておりましたわけでございます。もちろん先生が御指摘になりましたように、いわゆる道路公団なりあるいは鉄道なり、そういったようなもの、いわゆる大資本と申しますか、いわゆる大会社に対してのお金が流れているという部分は、確かに現実問題としてあるかと思ひます。しかしながらそういう分け方は、その中で、たとえば運輸通信部門の中でどれだけがいわゆる大会社と申しますものに流れているか、こういう分類はいたしておらないわけでございます。

○大蔵委員 そういう分類は一応する必要があると思う。というのは、つまり財政投融資も、これはたとへば厚生年金とか国民年金とか郵便貯金とか簡保とかの資金があるんですね。厚生年金は昭和十七年に始まつたわけですが、その当時は軍事費を調達するのが一つの目的だったんです。書いてあるとおりである。それは二十年間掛け金をかけるんですから、間に合ふねということはわかつていゝんです。戦争には、しかしながら戦後は産業復興の時代があつたわけですね。そういう時代があつた。今度は社会資本ということをしていわれておるわけですね。しかし、戦後のことをずっと見てみても、そういう零細な国民の金というものが産業復興に使われるという必然性があつた時代があつたと思ふんですけれども、いま

やそれは高度成長、輸出第一で、日本の過保護と云うことが国際的に問題になっていゝんです。あとで具体的に議論するけれども、過保護ということが問題になっていゝんです。それをいわゆる「モーシャルベース」に切りかえていゝながら必要なところに資金を回していくという考え方は、これは高度成長をさえてきたそういうものについての分析をしなければならぬ。これはいろいろ分析のしかたはある。

これはアメリカの政財界がドル・ショックのときにつたけれども、日本国株式会社社長佐藤榮作。大蔵省でいたら大蔵省支店、財政金融機関その他の支店長水田三喜男。通産省は重化学工業と云うことで支店長田中角榮。そういうようなものが大きな企業を中心に高度成長をずっとやつてきたわけですね。大企業の場合だつて社会資本とか社会開発等、たとえば住宅とか福祉の問題等に重点的に使つていくことは、これは言ひ得ることでありませう。ありますけれども、高度成長を過保護の中に育ててきた。そういう問題について洗い直してみて、企業との関係あるいは実際の使途、中身、こういうものについてもう一回使途別の分類のしかたを変えてみる必要がある。私はあとで逐次開銀銀行の問題で申し上げませうけれども、そういうことをやらなければいけないのではない、か。全体的に漫然と既得権のように公団、公庫、銀行等の運営がなつておるのではない。その根本的な洗い直しをやるような、私が指摘したような使途の中身についてそういう考え方があつかないか。きょうは経済企画庁も来ておりますが、長期計画を立てる際には、このことは私も国会でチェックすべしという議論の裏づけになるけれども、国民の金だから、いまの佐藤総理以下水田大蔵大臣の財政演説にもあつたように、そういう方向に従つて切りかえていく、洗い直していくべきではないか、こういう点についての基本的な大蔵省の態度はどうかということをお聞かせいただきたい。

○大蔵説明員 ただいま先生の御指摘の点、全体としては私もそのとおりだと思います。ただ、問題が各公団、公庫、その他のいわゆるあり方という問題と直接関連してくる問題でございまして、個々の公団なり公庫なりが今後いかなる態度をもって運営をしていくべきかということと深く関連をいたしておりますが、財投全体の資金計画をいたしましては、やはり先生がただいま御指摘になりましたような方向を踏まえまして、徐々にその重点を国民生活、福祉に直接関連のある部門に移していきたい。かような基本的な方向をもって策定いたしておるところであります。

○大原委員 だから私が申し上げているのは、水田大蔵大臣がきょうお見えになりませんけれども、本会議で答弁したり予算委員会等で答弁して、財投というものは決して大きな企業に癒着して使われておりません、こういうことを言いたいが、その場合に基幹産業のものに四・七％出すのです。しかしながらそれは申し上げたように、貿易・経済協力の項目を取り出して運輸・通信等の問題を取り出して、場合によっては地域開発の問題を取り出して、この問題についてはたくさん問題があるわけですよ。ですから、ほんとうに何を重点に使うのか。国民の零細な金ですから、強制貯蓄あるいは税金と同じようなものですから、何をどういうふうにするのかという観点での議論をやつて、洗い直すべきであると私は思います。この点の使途別の分類のしかたは観点を変えなければいけません。ですから四・七％ということとこれをこれからもう一つ言っていたらそういうことは許しませんよ。これは洗い直すべきであると思います。次官、いかがですか。

○田中(六)政府委員 いままで基幹産業が、電力、鉄鋼、造船というふうなことでございまして、やういふことは過去のこととございまして、やはりこれから発想の転換とかいふことが要請されておるさなかでございますので、基幹産業あるいは何が大企業であるかというふうなことを洗い直すことも当然必要だというふうに考えます。

ただ、大企業といひましても、これまた大企業の中身が問題で、その傘下にはかなりの大きな企業が含まれておりますので、財投が大企業だけに浸透しているかどうかということも問題でございまして、いずれにしてもそういう両面からこの企業の内容、産業の内容を洗い直すべき時期に來ておるといふことは、私ははっきり言えると思ひます。

○大原委員 たとえば住宅を建設する際に、大きな企業が請け負うて悪いという理由はないわけですか。そういうことを言っているわけじゃないのです。

もう一つ私は、財政投融資全体の運営について、あとで議論する開発銀行の問題で指摘をした点は、つまり既得権になつてやうわけですよ。企業と癒着をして既得権になる。私は資料を出していただきましたが、つまり開銀やその他の政府の財政投融資の対象となつておる金融機関のコスト、利子や期間やあるいは都銀、地銀等の融資条件を見てもみますと、こつちがいかにきまつておるんです。つまり開銀銀行、輸出入銀行等がいかにきまつておる。一つの企業で調べてみますと、一千万億以上のばく大なものがたくさんあるわけですよ。五百億円以上になりましたらもうたくさんあるわけですが、そのコストということからいいますとばく大な差がある。ですから、漫然とほつておいたらそれはそういう方向へ流れるでしょう。だから、この問題について洗い直しをしない限りは、財政投融資の本来の目的を達成することはできないのではないかと。問題は、当面必要なものをどういう機関において何に使うかということと、目安をつけないで漫然とやつてはいけないということとです。

たとえば海運等については、そういう開銀その他の輸出入銀行の融資をした上に利子補給をやつてゐるわけですよ。一定の時期についてはその必要があつたでしょう。しかし今日、輸出に対する過保護とか輸出第一主義といふことの転換がいわれて

いるときに、この問題を洗い直すことができるような機動性のある財政投融資の運営のしかたを私は考えなければならぬと思ふ。そういう意味においては、漫然と大蔵官僚や関係開銀金融機関等にまかすわけにはいかぬと思ふのです。国会審議の対象にしるというのはいさういふ意味であります。だから私が申し上げているようなそういう機動的な財政投融資の運営のしかたをなすべきである、こう考えるけれども、それに対する所見をひとつ明らかにしてもらいたい。

○大蔵説明員 全般的な問題といたしまして先生の御指摘になりますように、いわゆる財政資金の運用のあり方というものが時代とともに変わつていくべきであるといふことは、私ももちろんそうであると思ひます。ただ、全体の海運政策なり何なりと申しますものは、いわゆる財政投融資計画の問題とは別個に、日本の国といたしましてのいわゆる海運政策なり輸出政策なり何なり、こういったような基本的な、たとえば大蔵省だけで判断のできる問題と別の問題とも深く関連をいたしてゐる問題でございまして、かりに海運会社に対してはこれ以上の融資をやるべきではない、かようなことで国全体としての政策に基づきまして運営をしていくという面がございまして、私どもの立場からいたしまして、海運は極めてほかに向けるべきであるといふようなことを言うことができないような立場にはございせんが、まあ全体といたしまして、先生が御指摘になりましたように、財政資金の運用のあり方と資金運用部資金の運用のあり方と申しますものも時代とともに変わつていくべきであるといふことは、私ももちろんさうに考える次第でございまして。

○大原委員 そういふふうに全体の硬直化を防ぎながら時代の要請に従つて、国民的な要請に従つて内容を転回していくという、そういう考え方に於いては政治決定をするというか、全体のイニシアをとるのは大体どこですか。

○大蔵説明員 この問題に關しましては、私からお答えをすべき問題ではないかと思ひますが、た

とえば海運政策であるとすれば運輸省ではないかと思ひます。

○大原委員 全体としては、どこがイニシアをとるのか。つまり、一たんきまつたらずると軌道修正ができない。それは開銀法でも輸出入銀行法でも、これは器をきめてゐるようなものだから、中身についてはそれぞれ各省の政策とか助成行政との関係があるわけですよ。あるわけですが、全体としては、資金はどうあるべきか、こういうことについてチェックしたり方向を軌道修正するのは、大体どこがイニシアをとるのか。経済企画庁の長期計画がきめるのか、あるいは大蔵大臣か、総理大臣か。総理大臣がつまらぬからかういうふうな高度成長の大きな問題が起きてゐるんだと思ふけれども、基本は、いまのはだれがイニシアをとるのか、省としてはどこかということですよ。いかがですか。

○大蔵説明員 この問題は、やはり大蔵省が各省と相談をしてきめていくべき問題ではないかと思ひます。

○大原委員 予算編成権については主計局、財投は理財局が持つてゐるわけですから、やはりいまの予算編成については、財政投融資については、国会の審議の対象にはなつていないけれども、そのイニシアをとることがとるかといえば、理財局であり、理財局を持つてゐる大蔵大臣が、こうあるべきだといふことをやるとはよくは思ふのです。この財政投融資を洗つてみて議論してみても、地方の起債を含めて一般財投の資料をここに持つて來てゐるわけだ、それから一般の金融機関としての資料を持つてゐるが、いわゆる政策金融と稱してゐる——これは金融政策とは違ふだろう。日銀が全体を操作するのとは違ふだろう。そして大蔵省の銀行局がやつてゐるのとは違ふだろう。いわゆる政策金融といわれてゐるもの、そういうものについては大きな方針についてはどこに持つていくかといふことは、やはりそのイニシアは大蔵大臣がとるべきだ。こういうことについて、とられていないのではないかと、究極においては、総理大臣

の指導性、政治決断がないのではないか、こう私は議論を持つわけですが、この問題は、大蔵大臣がお見えになっておりませんが、基幹産業向けが四・七％という答弁を私は聞きまして、がまんならぬと思つて調べた。私は、これはうそだということはおわかつてゐる。しかもみんなテレビその他で言つてゐる。みんなそういうことを言つてゐる。そんなものは全部うそばちなんだ、この中身は。だから、硬直化を防いで、政策金融としての役割り、質的にどういう役割りをするかということとは機動性を持つべきじゃないか、こういう議論等に対して、私はまとめて大蔵大臣の見解を聞かしてもらいたいと思つてゐます。これは政務次官、御答弁をいただきます、あとで協議してもらいたい。

○田中(六)政府委員 財投の取り扱いでございますので、もちろんこれは大蔵省が一番インシアチブをとり、また責任もあると思つて、この総合的な問題については十分大蔵大臣ともども協議していきなさいと思つてゐます。

○大原委員 もう一つ、私は開銀の問題を追跡してございまして、問題点は、本年度財政投融資のワケが、前年度比三・一・六％ほどふくれ上がったわけですが、しかし、これは政府の原案によりまして、大蔵省の原案が閣議決定の段階でふくれ上がったわけですが、約二千七百七十四億円ほどふくれ上がりました、これは一般会計予算の査定段階におきまして、予想したとおつたかどうか別にいたしまして、その財源は一体どこからひねり出したのか、その中身を御答弁いただきます。

○大蔵説明員 御指摘のように、四十七年度財政投融資計画の策定にあたりまして、内示から最終案の決定まで、二千四百三十四億円ふえたわけですが、その中身といたしましては、産投会計出資が百三十九億円、それから資金運用部資金が二百五十四億円、公募債借入金等が百四十一億円、合計いたしまして二千四百三十四億円ふえたわけでございます。

○大原委員 二千四百三十四億ふくらんだんだ。その中で、この項目を見てみますと「その他」というところがふくらんでゐるんだ。大体「その他」というところがふくらんでゐる方があるのか。その「その他」というのは、そんなに簡単にふくらめることができるのか。その原資の中身を私は答弁してくれと、こう言つてゐる。

○大蔵説明員 この資金運用部資金と申しますものは、もちろん先生も御承知のとおり、郵便貯金であるとか、あるいは厚生年金、国民年金の積み立て金、あるいはその他の各種の特別会計からの資金運用部に対する預託金、あるいは今日まで資金運用部が各機関に貸し出してございまして、その資金の回収金、そういったようなものがあるわけでございます。三月末現在でその資金運用部といたしましての総資産は約十八兆円ということになつておるわけでございます。そうして金融機関のことでございまして、毎日預け入れてくるものと借りにくるものと、財政投融資計画におきましてすでに貸し出しを約束してございまして、現実問題といたしましては、金利のついてゐるお金でございますから、ごく必要なりぎりのときまでは借りてこない、こういうようなのが実態でございます。資金運用部の総資産がかりに十八兆近いものがあるといふと、常に資金運用部の中にはいろいろなお金が、これは紙幣に色がついておるわけではございませんものから、出していくものあるいは返ってくるものというものはあるわけではございまして、「その他」の中にはそういう種類の資金が含まれておるわけでございます。金融機関といたしましては、かりに預貸率が九〇％であるといふことにいたしますと、常に貸し出しをするための用意をされておると申しますか、流動性があるお金と申しますものがあつたわけでございます。その中からその財投の追加原資ということで用意したわけでございます。

○大原委員 余裕金というんですか。——ちよつと待ってください。つまり、積み立て金等の余裕金という意味ですか。たとえば一つ具体的に言うならば、保険庁の政府管掌の現金会計で赤字が出たならばそれを借りてくる、いままではそういうふうにしておつた。財投の表面にはほとんど出てこないけれども、實際上資金運用部の余裕資金というものがあつた、それをここで「その他」という項目で浮かび上がらせたのか、いまのあなたの答弁は。一つの例を私は言つたけれども、それならば最初からそのことを表面に出さなかつたのか。理財局や大蔵大臣が自由かつてにできるのか、いかがですか。

○大蔵説明員 いわゆる財投計画の原資見込みと申しますものは、その翌年度、たとえば昭和四十七年度の財政投融資計画を策定いたします際には、翌年度入ってくるであろうところの原資を見込みといたしまして組むわけでございます。したがつて、現在——なかなかこれは一口に御説明しにくいわけでございますけれども、要するに、たとえば郵便貯金なら郵便貯金であるにしても、現実問題として財政投融資計画に組み込むことのできる金額は、翌年度預託されるであろう金額を原資として組み込むわけでございます。資金運用部のいまのいわゆる「その他」の中にも、翌年度各特別会計なりあるいは回収金なりから資金運用部のお金がふえるであろうものを組み込むわけ、そこらあたり、税金等と違ひまして、必ず一定のきまつた金額がそこに確定をされて得るという性格のものは、金融機関のことでございまして、性格が若干違ひわけでございます。

○大原委員 健康保険のたとは政府管掌の赤字が出ておる。それに対して穴埋めをする。これはこれでやつておるのかと言つてゐる。

○大蔵説明員 政府管掌の健康保険の金にいわゆる年度越し短期の貸し付けを行なつておるものは、こういう種類の金をもって融資をいたしておるわけでございます。

○大原委員 つまりこれを表面に浮かび上がらして財投の計画の中に入れて、その他という項目を

設けて四千五百四十五億円前年度よりもたくさんひねり出しておるわけだ。打ち出の小づちみたいなものだ。そういうふう簡単にできるものかどううか。いまのお話を聞いてみて、突きとめてみれば大体わかるけれども、そういう操作というものとは一体どうなんだ。かつてにそういうことをやるのはどうなんだ。こういうことにひとつ問題があるわけだ。しかし、この問題だけを議論しておると、それだけで時間が終わるから進めてまいりたいと思つてゐる。

○大蔵説明員 今度の改正点で、自己資本の六倍という借り入れ金の限度額を今度二十倍に引き上げたというわけですね。そういたしますと、総ワケは幾らになるのですか。その中で、本年度の開発銀行のワケは表面に出ておりますね。表面に出ておる数字と考へてよろしいか、その関係……。

○近藤政府委員 改正後の限度額を現在の数字で試算いたしますと、七兆六千六百一十一億円になるわけでございます。

○大原委員 本年度のワケとの関係……。

○近藤政府委員 四十七年度末の見込みでございますが、二兆七千五百五十億円に、はつておけるなるはずでございます。

○大原委員 七兆六千億円もの限度額のワケを、いままでよりも二十倍のワケを取るといふのはどういう立法の趣旨なんですか。いままで貸し出しをしておるものをそのまま着的に固定しておいて、それについて中身を変えていくという考え方はないのですか。二十倍というのはばく大な倍率だと思つてゐる。どういふ根拠でそれを提案してゐるのですか。

○近藤政府委員 二十倍ということにつきましては、実は一昨年度委員会におきまして開銀法の倍率改正を御審議願ひました際に附帯決議として、制度を基本的に変えることについて検討すべきであるという附帯決議をつけられました。その趣旨説明をいたしまして、最近における状況から見ると、限度を一倍ずつ上げるといふことはいかにも御都合主義的かつ便宜主義的である、それゆゑに

制度としてもっと根本的に改善を検討すべきであるという趣旨説明をちょうだいしたわけでございます。それに基きまして基本的な検討を加えました結果、もちろん二十倍という数字に絶対の根拠があるわけではございませんが、わが国におきまして長期信用銀行の債券発行限度その他を勘案いたしまして、一応二十倍ということで御審議をお願いしたわけでございます。

○大原委員 七兆六千億円のワクをきめて二十倍にしたというのは、いまの答弁を聞けば根拠はないのです。私は、財政投融資全体について、大きな企業に流れるからといって、必ずしも反対するのではないですよ。ないけれども、どういう用途に使うんだ、こういうことを明確にしながら規制していかなくてはならぬ、既成事実の積み重ねだけだったら、幾らワクがあっても足りはせぬ。これでワクを取れば、ほかのほうはワクが少なくなっていくことになるでしょう。いまの二十倍という根拠は全然納得できない。こんなものは非常に不健全な法律である。

この問題は、時間がかかりますからあとで申し上げることにして、せっかく郵政次官の松山先生がお見えになっているから、財政投融資の全体の問題で私がお尋ねするのですが、郵便貯金や簡保の問題、厚生年金、国民年金の還元融資をやるわけですが、この窓口は主として大口は郵政省が担当しておられると思うのです。郵政省と、財政投融資の運用のしかたの本質に關係する問題ですから、私はこの際二問くらいに分けて質疑応答したいと思うのですが、この問題は、財政投融資の本質にかかわる問題でありますけれども、しかし一定の条件のもとに行なわれる場合において、どういう役割りを果たすかということもあるわけです。私は先般もいろいろな報道や反響やその他を聞いておいて、郵便貯金の中でワクは十万円というところで、一千億円というような条件がついておるわけですが、庶民金融、小口金融、生活金融を郵政大臣が提案をいたしましたら、都銀やあるいは地方銀行や信用組合や金庫等

の生活面の貸し出しがふえた。非常にふえたとは言わぬけれども、だんだんとふえる傾向になった。外国の例など比べてみると、まだまだ庶民金融というものは冷遇視されておる。庶民金融などということになると、病気がかあるいは入学の資金とかいうものに切実な要求を持っておるというふうにいわれておる。しかし大蔵省や農協関係から袋だたきのようなふうになつておる。私のところにも農協その他から見えますが、私はそれはお門違いの議論だといつておるのです。

私は、大蔵省にまずお聞きいたしますが、そういうことでそういう反響があるんだけれども、財政投融資の運営のしかたで、郵便貯金の窓口をちょっとゆるめるといふか、サービスをすることの制度、一千億円くらい、全体から見ればわずかなものだ。そういうことによつて金融の流れを変えていくとか、庶民金融に窓を開く、刺激を与えていくという大きな役割りを果たすということになれば、財政投融資の役割りからいって、資金量から見ても民業を圧迫するほどのものではない。なぜ目の色を変えて反対するのであるか。大蔵大臣はそういう点については君子約交したらしいという話もあるけれども、私は、大蔵省はどういう見解で反対しておるのか、この際、まずお聞かせをいただきたい。

○近藤政府委員 庶民金融の問題につきましては、大蔵省といたしましては幾つかの問題点があるかと存じます。ただいま先生が御指摘になりました問題をも含めまして幾つかの大きな問題点があるというふうに考えております。実は昨日の問題点について議論をいたしました。また今月中にもう一回議論をする予定にいたしておりますが、問題点のおもな点といたしましては、もうすでに御承知のことと思ひますが、たとえば金利計算上の問題あるいは税制上の問題、そのほか資金運用部の一元運用の問題、そういったような問題点につきまして、さらに今月中にもう一ぺんぐらい議論を詰めるということを考えております。

す。
○大原委員 松山次官にお尋ねしたいのですが、大蔵省の批判もあるわけですね、御承知だと思ふのですが。それで、郵政省はそれに対してどういう見解を持っておられますか。

○松山政府委員 いままでの御質疑の中にもちょっと出ていたようにございましたけれども、従来、また今日におきまして、わが国では産業金融は比較的整備されておりますけれども、庶民の日常生活に必要な資金の貸し付け制度は非常におくれていることは事実でございます。またこれは民間企業の採算ベースになじみがない面もあるでしょうと思ひますが、確かにまだ十分とはいえない実情にあるわけでありまして、いわゆる高利のサラリーマン金融等が広く行なわれているのもこのような事情によるものだと思つております。そこで、このような制度の創設につきまして、かねてから郵便貯金の預金者の方々をはじめ、各方面から強い要望がありまして、特にいままでも過去四回にわたつて、衆参両院におきましてこのための決議をいただいております。で、いま生活資金や何かについて民間金融機関でも貸し出しを急に始めたということでございますけれども、このような庶民金融を民間金融機関が積極的に進めることはほんとうにけっこうだと思ひます。ただ、これはサービスエリアはその得意層に限られてしまう。それで一般に民間金融機関のみですべての需要を満たし得るかといひますと、そこにも問題があるかと思ひるのでございます。

いままでの庶民に対する金融機関の比較的冷淡であつたことなども勘案いたしまして、また、いま申し上げますように、各方面からの御要望にこたえて、先生もよく御承知のように、先般からの郵便貯金の加入者に対する貸し付けの制度を考えたわけでございます。ですから、私どもは民間の金融機関の方々と協力して、それぞれの立場でお互いに足りないところを補充しつつ、それぞれの特色を發揮して努力し合うことが国民の要望にも

こたえることになり、その経済生活の安定にも資することになるか、かように考えておるようなわけでございます。

○大原委員 それでは端的に、あなたのほうは、郵政省は郵便貯金を集めたり、簡保の資金集めをやっているわけですね。それで大蔵省へ持つていくわけですが、資金運用部運用の一元化ということとを答弁になりましたけれども、この小口金融を実施することによつて、その財政投融資の原資が、いま言ったように少なくなるのですか。——いや、銀行局長じゃない。郵政省に聞いているのです。

○松山政府委員 この預金者貸し付け制度は、郵便貯金の払い戻しにかわつて一時的なつなぎ資金を融通する制度でございます。これに要する貸し付け資金は、もとより資金運用部に預託されたい、従来払い戻しに使われていた資金の一部が充てられるものであるわけでございます。たとえば預金者貸し付けの原資となる、いま一千億円という額になつておりますが、この一千億円の資金は、郵便貯金の財投原資、四十七年度で言ひませば一兆七千億円から振り向けられるものではないのでございまして、財投原資一兆七千億円は郵貯の増加分、つまり年間預入額八兆三千億円と年間払い戻し額の六兆六千億円の差額に当たるものでございまして、これまでの預金者は、ですから、金の必要がありましたときには預金を払い戻して使つておるわけでございますけれども、貸し付け制度が実施されると、払い戻しをしないうで金を借りてその必要を満たしてもよいということになるわけでありまして、これを資金の流れの面から見ますと、払い戻しに充てていたものの一部が貸し付けに回ることになるのであつて、財投に影響は与えないように思ひます。

○大原委員 ばくもいろいろな反対論を聞いています。農協の反対論とか。しかし農協の金だつて、系統金融の集まり方やその使い方については、これはかなり問題があるのです。庶民に還元されない、農民に還元されないという面にお

て問題がある。それから一般の民間金融機関が、民需を圧迫するというようなことで、局長の御答弁のようなことを一部含めながら主張しているのですが、それは理由にならない。各金融機関とも、その点はもう少しサービス精神を発揮してやるべきだ。大口のところをやる。大口のところをやればコストが安くつくというようなことだけでやったんではいけない。いまや資金の余裕はあるわけですから、そういう庶民金融の問題について目を向けるべきである。日本は貯蓄率が二〇％で世界一というけれども、しかし、貯蓄はいいことであるけれども、必ずしも大きいことがいいことではないわけだ。このことは資金の流れで高度成長の問題だし、あるいは円の再切り上げの問題にも関係しておるわけだ。国民生活にも関係あるわけですから、個人の消費生活水準と関係あるわけですから、私はそういう大局から考えてみたならば、財投の原資がどんどんそれで食われていくというなら別だけれども、そうでないというところは松山さんもお話になっているわけだ。ですから、そういうサービスをするということについて、一寄つてたかつて、けちをつけて、大蔵省の金融上の一定の権限がなくなるようなことを言うような考え方は、私は間違いだと思ふ。

この点は国民的な立場で、よく世論に耳を傾けてこれから議論をして——これから議論をもう一回されるそうだが、あいまいなことではなしに私はやってもいいかと思う。(それは自民党でもやるからいいで)と呼ぶ者あり。自民党には賛否両論あつて……(はとんど八五％から……)と呼ぶ者あり。そこで大蔵省の政務次官は、これから検討するに際して、自民党の中の見解も、銀行やその他に弱いが、そういうことについて議論をした点を十分考えて、ひとつ態度を決定してもらいたい。

○田中(六)政府委員 今後十分郵政省とも討議をいたしまして、善処したいと思ひます。

○大原委員 それで私も、委員長が白い目をもって見ているから時間をできるだけ協力しますが、

しかし大切な問題です。開発銀行の融資の中で、海運関係に対する残高は幾らか、どういふ会社に対して貸し出しておるのか、御答弁願ひたい。

○石原説明員 海運関係は、これはお配りいたしてございます。「日本開発銀行の概況」という資料の二ページにございます。これは四十六年九月の残高でございますが、六千五百八十八億でございます。

○大原委員 どういふ企業に、一つの企業に大体どのくらい貸しておるかということ。

○石原説明員 御承知のように、海運の先般の再建整備にあたりまして、いわゆる中核体というものを考えまして、それを中心にして集約をいたしたわけでありまして、それが六社ございまして、その六社を中心にして、それに系列会社というやうなものをグループ化をいたしているわけでありまして、したがって、大体の数字から申しますと、中核体六社に行つておる額がその大部分を占めておるわけでありまして、これは四十六年九月末の数字でございまして、一番大きな会社に対してする融資残高は九百十六億円でございまして、

○大原委員 たとえば具体的にどういふ会社なんでしょうか、一つだけお答えいただきたいのです。

○石原説明員 日本郵船です。

○大原委員 ずっと海運関係のものをあげてみますと、大口別に見ましたら、二十位以下のものが八つあるのです。

○石原説明員 先ほど申し上げました六中核体と申しますのが、その中核体になっております。六社のほかに系列会社のうちで大きなものが二社入つておるわけでありまして、

○大原委員 これはなお、財政投融資の資金の中からかういふふうには、これは九百十七億となつておるが、九百十六億もそういう貸し出しを続けおるということについて、どういふ必要性があるのですか。あるいは将来どうするのですか。

○石原説明員 御承知のように、政府が海運再建整備計画を立てまして、海運業がだんだん再建を

せられることになつてきたわけでありまして、船復の増強の計画がございます。これが四十五年度に改定になりまして、現在新しい計画がございまして、四十七年度に二年目にあたります。御承知のやうな貿易の増大に伴います積み取り比率をある程度邦船でまかなふといふやうな安定輸送といふものが確保できないといふことでございまして、これはもし御指摘がございすれば、運輸省からお答えすることかと思ひますけれども、かわつて私どもが承知しておりますところを申し上げますと、そのトン数に従ひまして、たとえばコンテナ船は幾らである、あるいは定期船は幾らである、あるいは一応の計画がございまして、その計画を前提といたしまして、関係各社がおのおの自分のところはどういふ船をつくりたいといふことを考えております。それをそのワクの中にはめまして融資をいたしておるわけでありまして、御承知のやうに、相当な規模のいわゆる大量建造が行なわれてまいつたのでありますから、四十一年度以降はいふ私どもの融資額が御承知のやうにふえております。

ただこれは、大原委員御承知でございますやうに、開発銀行も融資の方法を変えてまいつたものでございまして、いまごろを願ひました数字では、残高ベースでは三四％という数字になつておるわけでありまして、しかしながら、今年度、四十七年度の海運関係の融資割合は二五％、したがって、残高でござらんをいただきます割合より、毎年融資をいたしております割合がより低くなつております。御承知のやうに海運は相当長期の融資をいたしておるものでございまして、したがつて、残高のほうはそう急速に減らないが、融資の額はウエイトが逐年落ちていく。そういうやうな結果、今日のやうな結果になつておるわけにございまして、これは一応海運の五カ年計画といふのは四十九年度まででございまして、したがって、現在はその計画の推進中でございまして、これは政府のお考えになるこ

とでございすけれども、経済の長期計画を改定しようかといふことを政府が考えておられるようでありまして、その機会にもう一べんそれを見直すことに相なりますかどうか。そういうことに相なりますれば、現在の計画の年度中にもまた何らか再改定が行なわれるかも知れませんが、現在のところは、四十五年度にきめましたそのときに、先ほど来、一昨日も申し上げたと思ひますけれども、利子補給を減らすとか融資割合を減らすといふやうなことをやつたわけにございまして、その一応きめました規定路線で融資をいたします、かういふふうになつております。

○大原委員 昭和四十六年度のワクは二四％、四十七年度は二五％、これはだんだんふえていく。私はふえていくと踏んでいるのだけれども、戦後の荒廃期に、貿易で立つていく日本が、海運に対してやつたといふことはわかるのです。しかし、多々ますます弁ずるけれども、長期銀行や民間銀行が今日あるのですから、何が必要かといふことになれば、財政投融資の問題は海運予算全体の補完的な意味があるわけですから、そこでどこへ使つかといふことについて、もう少し運輸省のワクとか、企業とのワクとかあるいは天下った役員のワクとかいふワクの範囲だけで考えるのではなく、これはやはり考え直さなければいかぬです。二四％、二五％といふのは、あなたはだんだん減るやうなことを言つておるが、これはふえていく。これはばく大な数字なんです。しかも一つの企業に一千億円もいっているというやうなのは、これは漫然と重ねておいて、財政投融資は洗ひ直しますとか、福祉優先でございましてというやうな議論をしたつて始まらないのじゃないか。この点私は、あなたは計画でそのワクでやれるのですから、あなたを責めあげるといふやうな意思はないけれども、大蔵大臣や総理なんかは口先だけで、社会福祉八〇年までといつてだましてきたけれども、よくもだまし続けてきたものだ。内閣は一番長かつたけれども、支持率は史上最低の率になつていく。かういふやうなことだから日本国株

の御答弁については全然納得がいけない。そういう点で、いままでの実績を踏まえてどういう方針でやるのかという点を大蔵省でも議論をして、これは最後にまとめて発表してもらいたいと思はる。

○石原説明員 中小の分についてのお話がありました。御承知のように、公害防止事業団というものがあつたので、そのほうで施設をみずからせられる場合もありますし、融資をせられる場合もある。中小の企業の問題につきましては公害防止事業団が当たっておられる。したが、いまして、私どものほうはある程度の規模以上のものに相なるといふことであります。なお、私どもの融資は、大蔵委員も御承知のとおり、三年間七分、あと七分五厘という金利でございますから、市中の金利に對しまして若干有利でございます。けれども、現在のような公害の非常な問題である時期でございますから、やはりできるだけ企業を誘導して早く公害の防止が全うせられるということが政府の政策であらうというふうに私は承知をいたしました。私どもも融資をいたしております。

○大原委員 問題はいまお話しになったような電気とかその他石油を使う産業ですけれども、公害といふことになったら、石油コンビナートをはじめ石油産業なんです。日本は、石油があらゆる形を変えているんです。それがいろいろな食品添加物に至るまで公害の問題が起きているわけです。ですから、公害の考え方といへば、単に煙突だけの問題じゃないんです。煙突を高くするだけの問題ではないわけです。脱硫装置、いろいろな問題ありますけれども、ですから、公害防止事業団のほうから大きな企業へ比較的のつていく。でこぼこができる。開発銀行から特別に大きな企業へ九割は回る。そういうことを通じまして考えた場合には、日本全体の公害をよくするというふうなことはならぬ。地域的な共同施設等において、私は、その効率的な使い方はあると思う。ただ、あまり安易な条件ではない、得な条件ではないというお話でありますけれども、であるならば逆に、

なぜそういうことを対象に開発銀行が運営されるのかという議論になる。マンネリズムではないかという議論がある。だから使途別の対象の問題と使ひ方の問題、それから企業に對しまして公害についてこういう融資をして、そして格差のある条件でそれに土を盛つていくような考え方は、公害について正しいのかどうかという問題がある。これで公害防止の政策になるのかどうかという問題がある。逆ではないかという議論があるわけです。非常に決定的な議論があるわけですから、この点はひとつ、答弁は私の意見を変える理由にはなりません。

もう一つ、たとえばフェリーとかホテルに使っているわけですか。

○石原説明員 ホテルに對する融資をいたしております。四十六年度の実績で三十八億でございます。

○大原委員 フェリーはどうですか。

○石原説明員 フェリーに對する融資もいたしております。これは主として地方開発のほうの関係、私どものほうの担当しております。いわゆる後進地域と申しますか、その地域におきまする地点、それから京浜等、阪神等あるいは後進地域その他もござります。そういうような融資もいたしております。ことに地方開発の関係におきましてこれは最近だといふふてきておる実情でございます。

○大原委員 大都市再開発とか地方開発などにもデベロッパーとの関係でかなり問題が出てまいりました。しかし私は、この問題について一がいに、たとえばホテルでも一定の時期において必要な場合があるかもしれない。あるいはフェリーだつてあるかもしれない。しかしながら全体の政策や開発投資の運営でどこに重点を置くのかという考え方にはなれば、いままでのような考え方でやつていいという理由は全然見当たらない。それから流通近代化の問題もこの中に入っているのかもしれない。地方開発の問題も電力会社の問題に一千億以上入っているけれども——私だけで質問するわけにいかぬわけですが、そういう点を

考えてみまして、開発銀行というのはかなり問題があるのです。

それで、きょうは大蔵大臣いらつしやいませんが、財政投融資というのはいさやうに非常に零細な金です。これはほとんどが庶民階層が出しているのです。どういふ人が貯金をし、簡易保険に入っている率が多いかという点について郵政省の非常に消極的な遠慮がちな答弁がありましたけれども、さらにいろいろ聞いてみていろいろ問題がある。国民年金についても簡易保険についても、国保方式を加味して改革すべしという議論があるのです。利子をなくさんといふから、財政効率がよいから、資金効率がよいからという考え方は、財政投融資の中であるいは積み立て金の運用の中で変えていかなければならない。なぜかといへば、物価をこんなにべらぼうに上げていけるのは政府じゃないか。積み立てておいて使うよりも、現在有効に使つていくことが国民の消費生活水準や生活安定に必要ではないか。こういう議論が当然起ってくる。その特徴的なものは、輸銀の問題もさることながら開発銀行の問題は他の公団、公庫の問題と一緒に洗ひ直して見る必要があると私は思います。ですからこれを調べてみると、単に補完的、奨励的といふふうになつていくけれども、単に補完的なものではない。これは日本の産業政策や高度成長政策の中で今日の日本の非常に行き過ぎた原因をつくつていく一つの問題になつておるから、全面的に私は否定するということではないけれども、この点については洗ひ直してみて、きびしい検討を加えていかなければ資金の流れを変えていくことが必要であると思つておるわけですから、この問題は二十倍のワクの拡大と一緒に、将来もそういうことでそのほうへ資金が流れるような仕組みというものは問題ではないか。大蔵政務次官、これが議決をされるまでに私の意見を十分検討してもらいたいと思つていますが、いかがですか。

○田中(六)政府委員 日本経済がここまで来たのは、財政投融資関係の資金が大きな役割りを果たしてきたのは事実でございますし、これから、今度はそれに対する被害、あるいは発想の転換といふようなことからこの財政投融資関係の金がまた大きな役割りをしなくちゃならぬと思つておるわけで、洗ひ直すという考えを基本に置いて十分検討していきたいといふふうに思つておる。

○大原委員 ちょっともう一つ。国会審議の議決の対象とするということ、これはしかたについてはいろいろありますが、大蔵省の事務当局は財政投融資に對してはきつめて消極的である。財政制度審議会等に對する諮問のしかたも、反対の論議を引き出すようなことばかり言つておられる。そういう話があるのですが、私は、この問題を洗ひ直すという意味で国会がびつとチェックできるようにすべきであると思つて、その点につきまして最後に伺つて終わります。

○田中(六)政府委員 その点につきましても十分配慮していきたいといふふうに考えます。

○齋藤委員長 阿部助哉君。

○阿部(助)委員 このたび開銀法の改正を提案されておるわけですが、この法案の改正は、一昨日わが党の委員の質問にお答えになつておるわけですから、今度の改正は戦術的な改正でなしに戦略的な改正であるといふことをたしかにおつしたように私記憶しておるんであります。私もまたこれはたいへん大きな改正であつて、戦略的な改正だ、こう思つておるんですが、これをもう一度確認をしたいと思つておるわけですが、いかがですか。簡単にいいです。

○近藤政府委員 御趣旨のとおりでございます。

○阿部(助)委員 戦略的な改正だ、こつた言ひならば、これは大きな問題を金融制度調査会等の議を経ないでお出しになつたといふのは、これはどういふことなんですか。一体どこで議論をし、どのような審議をして出されたのか、そこがわからぬのです。

○近藤政府委員 金融制度調査会は、会長の独自の御判断によりまして大蔵大臣の諮問に沿う範囲で議題をきめられるわけでございますが、昨年の

春に、国際化の進展に伴う金融面の諸問題という
ことを審議事項とすることを決定いたしました。して、
国際化の進展に関連する問題を主として議論をい
たしてまいりましたわけでございます。しかしながら
この開銀法の改正は、ただいま御指摘のよう
に、きわめて戦略的な重要な改正でございます
で、改正の基本的考え方につきましては金融制
度調査会専門委員会におきまして討論をいたし
まして、その結果御賛同を得ているわけござい
ます。

○阿部(助)委員 私は、大体調査会や審議会とい
うのはあんまり好きじゃないんでして、これにど
うのこうの言うわけじゃない。ただ私は、これだけ
大きな改正をしよう、いま大原委員からも御指摘
がありましたように、ある意味で日本の高度成長
の基盤づくりの非常に大きな貢献をなすたのだろ
うと思うのです。それがまた大きな転換をされる
というならば、それなりの検討の資料もあつただ
ろうし、当然これからのいろいろな見通し等も立
てられたと思う。ところが私が要求したって何一
つ資料は出てこないじゃないですか。こんなこと
で国会が十分な審議をするなどということはでき
ないじゃないか。一体国会をどうお考えになって
おるのか。私はまず、その基本的な問題をお伺い
してから質問したいのであります。一体何の
資料を出されたんですか。そしてまたこれだけ大
きな改正をする、たとえば財政投融資の流れだっ
てこれは変わるだろうというような金の流れの問
題もある、これからの日本の経済の動向もある。
そういう問題を全然考えなしに戦略的な転換をさ
れるなどということは私は考えられない。そうす
れば、国民の負担にたえて国会でこの問題につ
いてももう少し十分に質問をするならば、役
所としてはやはりそれなりの資料を提出すべき
じゃないか。これは私は当然のことだと思ふ。そ
れがなされないのは一体どういうことなんです。
私は、審議会、調査会といったのは、たとえばそ
ういうところにおかけになれば、委員の方々に当
然のこととしていろいろな資料が提出されるわけ

です。そうすれば、その資料をわれわれにも見せ
よ、こうなるわけけれども、今度の場合にはそ
ういうものは一切ございせん。一切ございませ
んで、戦略的な展開をされるなどということは、
私は官僚の独善だ、こうきめつても言い過ぎ
じゃないかろうと思ふのですが、いかがですか。

○近藤政府委員 今回の改正の一番大きなねらい
は、実は一昨年に、当委員会におきまして、いろ
いろ御審議をいただきました際の附帯決議の御趣
旨に沿って始めましたことが大部分でございま
す。したがって、それらにつきまして、たまた
ま金融制度調査会のほうが、先ほど申し上げま
したように、金融情勢の推移にかんがみまして、
特に国際化という点に焦点を当てて議論を展開し
てまいりましたという点に当てて議論を展開し
かつたという点から、総会にはからず、専門
委員会によって御議論を願つたということござ
います。しかしながら、もし資料が不十分でござ
いますとすれば、これはまことに申しわけない次
第で、御要求に応じまして、資料は幾らでも提出
をいたすつもりであります。

○阿部(助)委員 いや局長、資料幾らでも出しま
す、こうおっしゃるけれども、私は質問の準備を
する段階でよく、しつこく資料の提供を求めて
おるわけなんです。しかし、実際、全然——国会議員
は何でも知っておるのあたりまえかも知れぬけ
れども、それはなかなかないわけなんです。一体
どういふ資料があるかということ自体が、項目自
体がわからぬのだ。ほんとう言つと、これは皆
さん同じだと思ふのです。だから、どういふふ
うな資料でどう検討したかというのことは、当然
これは出すべきだと私は思ふのです。ところが、
局長はいまさうおっしゃるけれども、皆さんの部
下にはさうは言っていないのですよ。専門委員会
で、いろいろ話し合ひでやりとりはしたけれど
も、メモはつけませんというので、これはやつ
たのだ、この前の外務大臣の答弁みたいなもので
すね、外務省の。メモはとらないというので、フ
リーな、自由な討論をしていただいたので記録は

何もなかったのです、こうおっしゃる。しかし、
これだけ大きな開銀銀行の大転換をしようとする
ときに、記録がないなどということは、私はこれ
はどうしても信じられない。一体どんなふうな検
討資料で検討されたのか、資料の名前だけでもい
いから言つてみてください。

○近藤政府委員 先ほど申し上げましたよう
に、実は今回の改正は、金融制度調査会がイニシ
アチブをとつたと申しますよりも、先回の本委員
会の附帯決議に基づいて準備をいたしておりました
関係で、金融制度調査会の専門委員会におきま
する議論も、いわば懇談的な議論であつたわけ
でございますが、ただ、その内容につきましては、
後ほど資料を御質問に応じまして十分差し上げた
いと思ひます。たまたま担当の課長が長期の病欠
であつた関係等で、先ほど来御指摘のような御不
便をおかけ申し上げた点は、深くおわび申し上げ
ますが、その点につきましては、十分資料を提出
さしていただきたいというふうに考えておりま
す。

○阿部(助)委員 局長、附帯決議、附帯決議とさ
きからおっしゃるのですが、これはそんなに大転
換をしるみたいになつていないじゃないですか。
私は、皆さんいろいろおっしゃるけれど
も、附帯決議ではなしに、これは経団連の調査会
ですか、日本経済調査協議会という、いわゆる岩
佐委員会、こう言われるわけですが、富士銀行の
会長の岩佐さんが委員長をつとめておりますね。
この「政策金融今後の課題」というのを見ます
と、これは非常にラジカルな面はございますけれ
ども、方向としてはまさにこのたびの開銀の改定
は、この路線に沿っている、そっくりだ、こう申
し上げておられる過ぎではないと思ふのです。
が、皆さんはどうお考えになりますか。

○阿部(助)委員 局長は附帯決議に基づいてやつ
たと言つけれども、私はいま附帯決議を読んでみ
ましたけれども、この中でそんなに明確な方針は
ないのです。しかし、この「政策金融今後の課
題」という中には、まさに皆さんが今後改定する
非常に基本的な方向、まさにそっくりだといつて
言い過ぎでない。そうすると、大体この意向で改
定されたのではないかと私は思ふのですが、局長
がそれを否定されるなら、されるでけっこうです
が、附帯決議でそんなことまで、こんな大きな抜
本的な改正まで要請はしていないと思ふのです。
特に私はいままで高度成長の基盤をある程度つく
るのに大きな貢献をしてまいりました開銀銀行、
同じようなパターンで新しい七〇年代に向けてさ
らにまた産業優先の姿勢をとるなどということ
をわれわれは期待しておつたわけではないのであ
ります。そういう点で附帯決議とか云々とおっ
しやるけれども、附帯決議とはだいぶ違うものが
出てきておる、私はそう解釈する。そういう点で
局長の意見と私の意見はだいぶ食い違ふのです。

しかしそれにしてもこれだけの戦略的な展開を
する、変更をするのに、何にも手元に資料もなし
に討論をしたというのは、私は何としても解せな
いのですが、大蔵省はみんなそんなふうでやるの
ですか。いままでの例を見れば、改正にはそれな
りの膨大な資料をもつて、そして検討しておられ
る、今度の場合には専門委員会に集まつてもら
して、そこでメモをとらないで、口頭でやりとりし
て、そこでこの方針がきまつたなどというの、
これは常識ではあり得ないのではないのですか。
○近藤政府委員 くだいようでございますが、附
帯決議の三項目は、第一項目が生活優先の融資に
転換せよというのを勧告しておるわけございま
す。それから第二項目におきまして、絶えず時
代の緊急な要請に即応する分野に融資の重点を指
向しろということをお示しおられます。第三点
は、限度等に関連いたしまして、現行制度につ
いて基本的に検討せよという三項目が衆議院の大蔵
委員会におきまして付せられたわけでございます

が、それらにつきまして、実は先ほども申し上げましたような事情で、もっとも十分時間的余裕を置いて御提出申し上げるほうが、あるいは資料の整備等においては便利であったかと思いますが、何ぶんにも時勢の転換と申しますか、変化がはなはだしく、したがって、またこの附帯決議の御趣旨にできるだけすみやかに沿うことが当然の要請であるという判断のもとに、今回御審議をお願い申し上げておきます。

○阿部(助)委員 生活重点に変わったとおっしゃるのだけれども、この点あとで伺いをすることにして、まず第一に、第一条では「長期資金の供給を行なうこと等」という「等」が入っておりますね、それから「一般の金融機関が行う金融等」という、この「等」というのは、これまたたいへん幅の広いことばでございまして、この「等」という中には大体どんなことを予定しておられるのですか。

○近藤政府委員 出資を考えておるわけでござい

ます。
○阿部(助)委員 岩佐委員会のこれを見ますと、最近では、三点をあげまして、一般の金融機関と政府金融機関との競合の問題を指摘しておるのですね。「政策金融の対象となつて強化された」というのが、政策金融の効果が上つて強化された」というのが、次に「民間金融機関自体の力がついてきてある程度長期低利の金融や若干危険性のある金融に手を抜ける」と、二番目には「政府系金融機関自体の業務内容が拡張され易い」というような三点をあげまして、一般金融機関との競合の問題を指摘しておるわけですが、私もそう思うのです。特に今度これを二十倍という形で、四十七年度すく二十倍になるわけじゃないですか、けれども、二十倍の資金量を持つということになつてまいりますればなおさらでありますし、今日でもすでにそういう競合の問題があると思うのですが、開銀の総裁はいかがですか。

○石原説明員 御承知のように、開銀法におきまして民間金融機関の奨励及び補完ということを申

しておるわけでございしますから、当然民間金融機関にお譲りできるものはお譲りいたすということから従来からやってきておるわけであります。

たとえて申しますと、電力につきましてもそうございしますし、海運についてもそうございしますが、従来やっておりました資金の供給を民間機関に毎年毎年いろいろな項目においてお譲りをして、今後ともそういう方向で当然政府側でもおきめいただくことになるのではなからうかと考えております。

○阿部(助)委員 方向はおつしやるのとおりだし、大筋としては私はそれは認めます。だけれども、実際に競合しておるといふ指摘をしておるわけですよ。また、これから資金量がそれだけ大きくなれば競合の可能性というものは一そう大きくなるわけですよ。そういう点で競合しておるのではないかと、こう言っておるのに対して、大筋においては競合しないよう皆さん努力しておられるということに認めます。その点はどうですか。

○石原説明員 二十倍というのは、先ほど銀行局長もお答えをされましたように、いままでの一倍一倍という限度をやめたらどうだという御趣旨の前回の話でもございしますし、それではどこら辺が限度かというところ、これはやはり長期信用銀行関係でありますとか、あるいは政府の農林中金とか商工中金とかいような関係機関の限度が一つの手がかりになるだろう。先ほど銀行局長がお答えを申されましたように、現在の自己資本で二十倍といふと七兆六千億という額になるわけでございますが、これは何も一ぺんに七兆六千億に持つていくというのを申しておるわけではございませんので、かりに年率で一五%というような伸び率で見ましても、六十年代の少し半ばというところまでかかるような計算でございします。これは今後どういふふうになるかによりまして前へ来たり先へ行ったりすると思ひますが、これは今日、見通しは立てがたいと思ひますけれども、これは毎年毎年そのときの需要に応じて考えてまいらるわけでございしますから、申すまでもな

く、一ぺんに大きな額に相なる、そのために民間金融と著しく摩擦を生ずるといふようなことを、立案せられた政府もお考えではないと思ひますし、私どももそういうことには決してならないだろうというふうに考えております。

また、いまのいわゆる岩佐報告書でありましたか、何かのお話でございしますが、末端におきましては、私どももよく支店長などに申しまして、今日、ことに金融緩慢に相なりますと、そういう問題が生じがちなところから、そういうような問題のありそうなきときには出先の金融機関と十分に相談をしてやる、本店でやることはもちろんでございますけれども、そういうような摩擦が生じないよう、ことに最近、金融緩慢になりましてから支店長会議などがありますたびに、その点をよく注意して間違ひのないようにいたしておるわけでありまして。

○阿部(助)委員 私の質問と少し焦点が合わないのでありますけれども、私は、大筋としては競合しないよう指示し努力しておることはわかるけれども、現時点でも競合しておるのではないかと、しておる面があるのじゃないか、こういう指摘でして、その点を簡単に二十倍になったあととこのことは、私もちょっと言つたけれども、それはつけ足しなことで、競合する可能性を持っているということだけで、問題は、現在でも競合しておるじやないかという質問なんです。

○石原説明員 現在でも競合しておると申しまするが、いろいろ末端で各市中金融機関と相談しながらやっておるといふ状況でございしますから、全然野方図というところはございせんが、資金のワケがあるからそれでやるんだということでは、ある意味の御指摘のようなことが起こりかねません。したがって、私が申し上げましたのは、そういうことがないように注意いたしておることを申し上げたわけでございします。

なお、御参考に、私どものほうの融資額が産業設備資金の中でどれくらいウエートを占めてい

るかと、これは大体三十年代におきましては七%、六%ぐらい、それがだんだん減つてまいりまして、四十五年におきましては三%を切るという状態に相なつておりますから、申すまでもなく民間の資金力というのは非常に増大をしてきておるわけでありまして、これは設備資金だけですが、設備資金の所要額の中で占めます私どもの融資の割合は年々低減をしていく状況に相なつておるわけでございします。

○阿部(助)委員 どうも私の質問とかみ合わないのですけれども、まあ競合していると言つたのはたいへんなことになりませんか。二十二条違反といふことになるからほかしておられるのだと思ひますが、その点は先へ質問を進めますけれども、皆さんから四十七年度運用計画というのをいただきましたが、この計画はどんなふうにつくられるのですか。皆さんのところでも、もちろん各省や政府の意見も参考にしながらおつくりになるのですか。それとも政府の方針にそのまゝ、皆さんはただ資金の配分をされるのですか。問題は、私の聞いている焦点は、開発銀行のこの計画作成における自主性というものはどの程度なのかという点をお伺いしたいと思ひます。

○近藤政府委員 財政策定の際に大ワケが固められるわけでございしますが、その際に、同時に各省間の話し合ひで運用基本方針、閣議決定の骨組みになることが決定されるわけでございします。そうして閣議決定がなされて、それに沿つて開銀総裁が運営を行なわれるということに相なります。

○阿部(助)委員 閣議決定の運用方針に基づいて開発銀行で資金の配分をやる、こういうふうにお伺ひしたのですが、それでいいですか。

○近藤政府委員 そのとおりでございします。

○阿部(助)委員 そうすると、閣議決定の運用方針が出なければこの運用計画はできないということになるのですか。

○近藤政府委員 閣議決定の基本方針が実質的に定められます時期は、実際の閣議決定より少し前になりますので、その時期におきまして大体の計

画は開発銀行としてもできるわけでございます。

○石原説明員 銀行局長のお答えになったことで、
尽きています。おっしゃいますように、開発銀行が年度開始と同時にきめられ、少くも時間があるわけでございます。したがって、私どものほうは、先ほど銀行局長のお答えになりましたように、大体政府の予算をおきめになるに各省と折衝しまして、運用基本方針の決定の前におきましては、暫定の運用計画というものを、それで年度早々から仕事ができるようにいたしておるわけでありまして、全部読みませんけれども、「政府の産業、交通及び金融に関する総合的な政策並びにこれに基づく基本計画に順応するよう遺憾なきを期する。」この第五條に即しておるわけですね。それで私は、初めはこれとえば新全総であるとか、経済社会発展計画であるとか、そういう長期的な政府の方針に基づいて皆さんがこれをきめるのじゃないか、こう思ったのだけれども、そうではないに、これは一年一年でありますから、閣議決定の運用方針、これに基づかないで皆さんがきめるというのには順応するわけにいかないじゃないですか。しかもいまこの時点で、企画庁帰ってしましましたけれども、企画庁のほうで聞きますと、経済社会発展計画はもう手直しする段階に入つて作業を進めておる段階です。新全総もまたこれは手直しをせざるを得ないところに入つておるわけでありまして、そうすると長期計画自体もいま手直しの段階に入つておる。そして政府の基本方針、閣議決定のこの運用方針がまだ出てこない。どうやって皆さんは政府の方針に、基本計画に順応できるのです。第五條の皆さんの業務方法書とやり方は順序が違つておるじゃないですか、逆転しておるじゃないですか。これはどういふのです。

○石原説明員 阿部委員がお話しになりましたように、経済社会発展計画でありますとか、新全総総合開発計画というのは、これはおっしゃいますように長期の計画でございますので、大体長期の方向というものはそれによつて明らかになつて、われわれのほうもそういう長期の計画を当然頭に置きまして計画を策定することは申すまでもございませぬ。ただそれでは五年――たしか新全総はもう少し先までいっていただきたいと思います、そういうふうな長い計画の各年度各年度をどうするかというところは、先ほどお話しのような、毎年毎年運用基本方針をおきめいただいて、それに基づいてやる。若干時間をおくれるような場合におきましては、大体それまでに大蔵省、あるいは関係省の間でお考えになつておることを承知いたしておるわけでありまして、暫定的な運用計画をつくりまして、その間のギャップを渡つておるといふのが私どもの実情です。

○阿部(助)委員 これは、運用基本方針というのは閣議決定をするのでしよう。この閣議決定の基本方針に基づいて、皆さんはこの第五條にいうように、それに順応するように遺憾なきを期してこの運用計画というものができるといふのでしよう。ところが、現在運用計画のほうに先でできておるわけですよ。閣議決定はまだなされてないわけですよ。当然ここで審議をする場合、この運用計画というものは、閣議決定が先に提出されて、そうしてそれに基いて順応しておるかどうかというの、これは国民のために審議するのが当然だと思ふのですが、皆さんはもう先取りをして、これは運用計画はつくつてしまつた。閣議決定というのは、ただほんとうにあつてはならないと思ふのです。政府の基本方針ができて、それに基づいて皆さんはやるという、業務方法書でちゃんと明文があるわけですよ。そうすると、第五條違反じゃないですか。この運用計画というのはいくらも一べん練り直さなければいかぬかも知れないといふことになるんじゃないですか。順序が逆転しておるはせぬですか。

○石原説明員 資料としてお配りいたしてございまして、四十七年度当初計画と書いてございまして、これは予算のときに大体こんなことであらうかといふことで、大蔵省並びに各省と御相談をいたしましてきております大筋でございます。それに對しまして、それはおのずから大蔵省あるいは関係各省も加つてお考えをきめていただいているわけでございますから、これを閣議決定という形でできまうときにも、当然そういうものを前提にして閣議決定がなされると思ひます。しかし、当然閣議決定という新しい手順が出てくるわけでありまして、四十七年度予算編成のときと、その基本方針を閣議決定する時点とは、何かお考えがかわりになることは当然あり得るわけでございます。いままでそういうことが起こつたといふことで申し上げておるわけではございません。ただ、一つの仮定の議論を申し上げておるわけでございますが、そういう場合におきましては、運用基本方針のほうがこの予算のときに大体お考えをいただいた大筋のものと食い違ふといふことはあり得るかと思ひます。その場合には、ここには当初計画といふことが書いてございしますが、これを改定せられるといふことになるかと思ひます。繰り返して申し上げますが、従来もそういうことで改定をいたしたというわけではございません。しかし、阿部委員お話しのような筋道から申しますと、そういうような筋道に相なるかと考えます。

○阿部(助)委員 私は、どうも筋道だとかなんとかいふけれども、やはり皆さんが国民の金を使つていく、これにはいろいろ問題がある。一般大衆、勤労者の側からいへば、開発銀行にはいろいろ文句もある。これだけ大きな金をお使いになる。そうすれば、私は手順を誤つてはいかぬと思ふのです。大筋はこうだということでは済まされなかつたか。そうして皆さんからもちつたのは、「昭和四十七年度運用計画」と、こうなつております。こうなれば、やはり毎年の例もそのとおりです。昨年の基本方針も、四月の二十三日に出しておる。おそらく毎年こつちに逆転しておるの

だと思ふけれども、これではやはり間違ひじゃないですか。やはり基本方針といふものをちゃんと閣議決定をしていただいて、それに従つて皆さんはこれをおつくりになるといふのが、私はやはり国会に出してくる手順だと思ふのです。やはり手順はこれは逆転しておるということだけははっきり認めてもらふねと、私はこの閣議決定がない限り審議できませぬよ。

○近藤政府委員 確かに、暫定計画のほうに先に出るということについては、御指摘のように問題があるかも知れませんが、実際に事務を進むための一応の目安といたしまして、暫定計画をつくる、そしてあとで閣議決定が行なわれした場合に、従来は閣議決定によつてそれを改定するやうな事態はなかつたわけでございますが、かりにも両者が矛盾いたします場合には、当然閣議決定の方針が優先するといふことで考えられるべきものと考えております。

○齋藤委員 本会議散会後直ちに再開することとしたし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後一時五十三分開議
○齋藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。阿部助哉君。

○阿部(助)委員 総裁にお伺いをいたしますけれども、開発銀行ではこういう案をつくられる、計画を立てられる自主性といふのはどの程度なもので、全然なくて、各省からの要求そのままとめて出すとすれば、私それなりの質問をしますし、それともいろいろな基本方針に基づいて、そうして各省の意見等、いろいろなものをお案しつ、自分である程度の自主性があるとすれば、私はそういう質問をしますし、どうもその辺が政府の施策との関連が強いだけに、私もよくわからぬわけですから、そこを少しはつきりしてくれませんか。

○石原説明員 自主性といふお尋ねでございます

が、たいへん解釈の問題、むずかしいことであるが、三つほどの点について申し上げたいと思ひます。

第一は、予算をつくり出すときに、開発銀行はどの程度、議員のおことばで自主性と申ししますが、発言なり処置をいたすかということでございます。

第二は、予算のワケをきめましたあとで、これをどういうふうに分けるかという問題でございます。たとえば、都市再開発という大きな大きなワケがありまして、その中にはある程度一つの項目から一つの項目へ事実上その後の現実の要求というものが、需要というものを考えまして、金の調整をいたします。それが第二の点であらう。

第三の点は、これはもう私どもがほとんど専断的にやることでありますが、各個の企業に対して幾ら融資をするかということでありまして、これは開発銀行で金融的判断をいたしました上で、どれだけ融資をするか、これは私どもで決定する、こういう三段階にお考えいただいたい、こう思ひます。

○阿部(助)委員 そうしますと、「昭和四十七年度運用計画」という中のエネルギー関係で大体だけ、これは皆さんのところでおきめになるのはなしに、政府のほうできめられるわけですか、たとえば原子力関係が四十七年度三百十七億、ここからさらに東京電力に貸すとか関西電力に貸すというのは皆さんでおきめになるけれども、この三百十七億というこのワケの設定までは政府当局でおきめになる、こういうお話ですか。

○石原説明員 先ほど申し上げましたように、政府各省が要求し、大蔵省が査定をし、結局意見がまとまるという段階の上の段階で御相談をし、また意見を申し上げているわけでありまして、政府側でおきめになりますのは、いまここでごらんのような数字のワケにつきましておきめをいただくわけでありまして。

○阿部(助)委員 もう一べん、どうもくどいようですが、お伺いします。たとえば原子力関係は幾らであるときめるのは政府のほうできめるので、皆さんのほうできめるのではない、こういうことですか。

○石原説明員 政府がおきめになるということではおっしゃる通りであります。ただ、その過程でわれわれが意見を申し、向こう側で御相談をいただく、こういうことだと思ひます。

○阿部(助)委員 それで、休憩前に話が出ました政府の閣議決定というものは、いつごろなさるのですか。

○近藤政府委員 四月の末くらいになるのが大体通常でございます。

○阿部(助)委員 そうすると、先ほどからどうもわからぬのですけれども、基本方針に基づいて、業務方法書の第五条では、これに順応する、こういうことになっておるの、どうもこれは私はわからぬ。ほんとうは運用基本方針というものは、財投の計画と同時にでもむしろ出さるべきではないかという感じがする。開銀のこういう問題、運用計画がつけられる以前には少なくともこれはできておいて、政策金融ですから、それに基づいて皆さんのおやりになるの、と、ところが、そこの皆さんのほうが先行しておるといふのは、これはどうしても理屈に合わないし、業務方法書というものは、皆さんがやる上には開発銀行法と同時に、これはある意味でいえば一番基本的な定めだと思ふのですけれども、そう定めておきながらそれに従わないというのはいくらも。何かそこをもう少しはっきりしていただきたい。そうしたら次に進みますから……

○石原説明員 繰り返して申し上げますが、従う、従わないということではございませんで、閣議決定でございますから当然従うわけでございます。ただ、先ほど来申し上げておりますように、大体予算のときに先ほどごらんをいただいたようなワケをきめるわけでありまして。しかしそれは閣議決定というものではございません。閣議決定というものはございませぬ。各省間が了解をし、これでいこうじゃないか、それらがまとまって財政投融資計画になるわけでございますが、財政投融資計画のまた内訳になるわけでありまして、いまごらんを願っております運用計画そのものはもちろん閣議決定ではございません。ただ財政投融資計画をきめる基本になる数字でございます。しかしながら、そういう数字を文章に直しまして、これを政策として打ち出したものが基本方針でございますから、したがって、両者の間には実は数字を文章に直したという感じが率直にいえばあるわけでありまして。

したがって、大体の場合におきましては、その数字の点で各省で御合意を願ったものが、基本方針というものを四月の半ば過ぎにきめるといふようになります。それまでの間に何らか事情の変化が起り、政府側のお考えが変わつてくれば、これは閣議決定をしたものではございませぬし、また閣議決定でも直すことは差しつかえないわけでありまして、閣議決定の段階で変えるということでは、先ほど来申し上げておるようになり得る。あり得ないというところは申し上げられないと思ひます。しかしながら、その合意の内容が数字的に一致をきまっておるわけでありまして、大体それを前提にして各省で御相談になって、これは企画庁が中心になられるわけでありまして、いま申し上げたような基本方針というものを閣議に請議せられて閣議でおきめになる。したがって、その間に若干の時日がかることはございまして、その点は暫定的な、私どもとしては短い期間の計画をきましてそれを実行いたします、こういう実情でございます。

○阿部(助)委員 私はそこに非常に大きな疑問を持つわけですが。総裁も大蔵省の役人をやられたわけでありまして、いまのお話を聞いていますと、行政が政治に優先しておるような感じが私には受けるのだ。数字がこうやってきまってくるのだから、閣議決定はどうせ数字を文章化しただけなんだからあとでやればいいのだ、こういうことになつてくると――いまの佐藤内閣はそういう姿なのかも知れぬけれども、私は行政の上に政治がなければいかぬと思ふ。いまのお話を聞いておると、皆さんが官僚段階でこれはきめていく、数字をきめていく、閣議はそれを文章化するだけなのだ、こういうことに私は聞かざるの、これは、これは実際さういう運営がなされておるかも知れぬけれども、政治が行政に引き回されてあとからついていくという感じが私は受けた。私はこれは非常に重大なことだと思ふのです。私たちがそうではないと思ふ。やはり基本方針、閣議という政治の場での決定があつて、それを踏まえて行政が行なう。これは事態の変化が起れば閣議決定だつて変更することはあるでしょう。ましてや皆さんのこの数字を絶対これは変更しないものだ、なんというところは私は初めから考えていない。そんなことは当然のことだ。だけれども、いまのお話を聞いておると、まさに行政が政治に優先しておるという感じが私は受けるのですが、もう一べん言つてみてください。

○石原説明員 申すまでもないことではございますが、これは財政投融資計画の全体についてそうでございますけれども、その中の重要な問題は当然大臣同士でもお話になることもございます。それは御承知のように予算の最終段階で大臣折衝というところもあるわけでございますし、またもう一つ

法書というものは、皆さんがやる上には開発銀行法と同時に、これはある意味でいえば一番基本的な定めだと思ふのですけれども、そう定めておきながらそれに従わないというのはいくらも。何かそこをもう少しはっきりしていただきたい。そうしたら次に進みますから……

上で、もちろん閣議決定もあるわけでありすが、それはそういう段階で議論をせられることがあり得るわけでありすが、少なくとも大臣折衝の段階では相当多くの財政投融資の項目が議論せられておるわけでありすが、したがって、いまお話しのような事務官僚同士できまつてしまつて、それが上で文章になるといふような趣旨で私は申し上げておるわけではございませんし、実情もそうなつておりません。

○阿部(助)委員 私は、大臣が予算折衝で話し合

いをする問題と閣議決定というものは明らかに違ふと思うのです。閣議決定というものは、これは正式な決定です。大臣が予算の折衝の間にいろいろなことを話し合つたりする、そのことはそれほど私は権威がある問題とは思いません。正式文書を取りかわしておるならまた別でありますけれども、閣議決定というものは私はそれとは違ふと思うのです。もちろんそう大きく運用の基本方針が皆さんのお考えになつておること狂つてくるとは私も思いません。思いませんけれども、いま日本の政治が憲政の常道をはずれていくとすると、その基本的な考え方に私は疑問を持つわけです。いまのお話は、役所同士折衝したり大臣同士折衝したのだから、どうせこれはこの数字を文章化するだけなんだ、こういう形で安直にお考えになつておることに、私は日本の政治の混乱があると思うのです。そうではない。そうであつてはいかぬのだ。やはり正式な閣議決定というものがあつて、それを踏まえて皆さんがそれに順応するといふ、まさに第五条の規定に従つていくといふことが私はたてまえだ、こう言つておるのです。それで私は次に移りますけれども、その基本的な考えに私はどうも官僚の独善というものを強く感ずるわけであつて、もう一べんそこを答弁してください。

○近藤政府委員 ただいまの点はお示しのとおりでございます。閣議決定というものが当然優先をすべきことであります。その前の暫定的な計画案というものは、閣議決定によつて当然訂正される

こともあり得るという前提で、事務的、行政的な打ち合わせよりも閣議決定のほうがはるかに重いといふつもりで私も運営に当たつておるわけでございます。

○阿部(助)委員 これは今回は私はあまり追及しませんが、そうすると、本来はやはり基本運営方針ができて、基本方針が出て、それから皆さんの運用計画ができて上がるというのがほんとうのたてまえだといふことは間違いありません。

○近藤政府委員 そのとおりでございます。

○阿部(助)委員 そこで私はやはり一つ気になりますのは、企画庁おられましようか。——企画庁のほうとしては、経済社会発展計画、これの何がしかの見直し、また新全総の再検討がもう必要な段階だ、こう思ふのでありますが、それについてはいまどうなうに考えておられるのか、ちよつとそれだけ伺ひます。

○喜多村説明員 お話しのうちに、現在新しい経済社会に關します長期計画を策定すべく準備をしております。今年中にもその策定を終わりたい、こういう状況でございます。

○阿部(助)委員 いま企画庁のほうからお話しのうちに、まさに七〇年代、これから大きく変わらうとする政治課題、また岩佐委員会等でも指摘してありますように、日本の経済の大きな課題がいま変わらうとしております。私たちは立場が違ふけれども、この岩佐委員会では、その大きく変わる七〇年代にマッチするような形で開発銀行は再編成をすべきだ、こう指摘しておるわけでありす。皆さんはまさにそれにこたえていくこととするのだらうと思ふのであります。私も、開発銀行のこれからあり方に、反対、賛成は別にいたしましても、いままでのパターンでこれが推移すべきではない、その点だけは一致するわけでありす。そうしなければならぬ、私は非常にくどくこれを指摘しましたけれども、それだけに、政府の基

の運用計画ができていかなければならぬと思ふのであります。

そういう点で、皆さんのほうとしては今度資金計画を、これは各委員から指摘をされますけれども、一挙に二十倍にするといふことは、私はどうしても納得ができないわけでありす。いままで四倍から五倍、五倍から六倍という形でやつてまいりましたが、これは二十倍にしたら、先ほどの大原委員の質問にありましたように、何か七兆六千億といふような膨大な資金量を予定しておる。私は先ほど大原委員の質問を聞いておつたのであります。この二十倍という理由がどうしても理解できないのです。なぜ二十倍にしなければいけないのか、そこをもう少しわかりやすく説明をしていただきたいのです。

○近藤政府委員 二十倍という数字は、絶対に二十倍でなければいけないという根拠はお説のとおり特にごさいます。ただ、たとえばわが国の金融機関の例をとりますと、中小公庫、北東公庫、長期信用銀行、商工中金、農林中金等につきまして、債券発行の限度を二十倍にいたしてあります。なお、先ほど申し上げましたように、前回の附帯決議の趣旨の御説明でも、六倍から七倍というようなことは御都合主義であり、便宜主義ではないか、この際基本的に考えろといふ御指摘もございましたので、それを受けて、ただいまの各種金融機関の事例にならしまして、二十倍という限度を御提案申し上げておるわけでございます。

○阿部(助)委員 近藤さん、この附帯決議は私もうっかりしておつたのですが、これを見まして二十倍にせいなんといふことは書いてないのです。皆さんがこの附帯決議のとおりにやつていくというなら、私は一項一項聞いていきますよ。けれども、附帯決議は、各分野に重点を指向するとかいふいろいろありますけれども、都合のいいところだけおとりになつてやられたんでは困るのでして、附帯決議を尊重するといふのなら、初めからしまいまで全部尊重するならば話はわかります。

これはどこに二十倍にせいと書いてあるのですか。ちよつと見てくれませんか。私は不敏にしてこの文章から、二十倍にせい、そんなに大きくせいなんといふことなんか、とても読みきれないのです。

○近藤政府委員 附帯決議の文言はそこのお手元にございます。――「経済社会環境の急速な進展に対応し、新たな融資分野において開銀の果すべき役割の重要性にかんがみ、現行制度について基本的に検討すること。」といふことで、その趣旨説明をいたしまして、五倍を六倍にするといふ改正案であるが、きわめて安易な御都合主義、便宜主義のそしりを免れない、そのような観点から根本的に検討すべきではないかといふ趣旨説明をいたしたわけでございます。

そこで、この倍率を根本的に改正するといふことになりますと、やはり内外の各種金融機関との横の關係、バランス等を研究いたしまして、そこで、基本的な問題といたしまして、もちろん二十倍というものに絶対の基準があるわけではございませんけれども、一応横の並びを考えまして、二十倍といふことで御提案を申し上げておるわけでございます。

○阿部(助)委員 五倍が六倍になるのが便宜主義かどうかともわかりませんが、二十倍にこれをふやすなんといふことは、特にこの金は大体財投資金でしょう。民間の好きかつてな企業とは違ふわけであつて、零細な国民の郵便貯金であるとか、そういう金を使つておる。ある意味でこれは非常に慎重でなければならぬと思ふのです。しかもそれが大量に大企業のように流れておるといふことを考えれば、いやが上にも慎重に、しかも十分な審議をすべき問題だと思ふ。それを一挙に二十倍にするなんといふのは、これはどんなにしたところで理解ができない。

もう一つは、皆さんのたてまえからいへば、国会はいつでも好きなきときに開発銀行を呼んだり大蔵省の銀行局を呼んで審議をすればいいじゃないか、できるんじゃないか、こうおっしゃるかも知

からない。しかし、実際にこの委員会は、けさの理事会で自民党の藤井理事からもお話があったように、法案がこうなると、今晩じゅうにこれを上げてくれとか、税三法の質疑にきょうから入ってくれとか、これぐらいの当委員会は忙しい委員会でございます。したがって、開発銀行の法案がかつた二年前には確かに審議をいたしましたけれども、昨年は法案がかららないから開発銀行の審議は何一つ行なわれなかつたのが、これはいつもの例であります。そうすると、来年すく二十倍にするわけじゃないのでありまして、何年後かに二十倍にすると、その数年後までは国会から白紙委任状をよこせ、こういうことになるのじゃないですか。私は、これが民間資金で、かつてに会社の金をいじっておるならまだしも、国民の非常に細かい、しかも政府が管理をしておるところの金を、これだけ大量に使つていこうという開発銀行の審議を、国会に白紙委任状をくれなというわがままな態度は、これは許されなと思ふのです。私は、二十倍というものは変更すべきだと思ふのです。来年要るなら来年要る分——大体見当はついていないじゃないですか。来年は大体何ぼですか。四十七年度は二兆七千五百五十億ですか、そういう大体のめどがついておる。それよりも多少の差も出てくることだろうから、その程度はわかりますけれども、二十倍にして数年分の白紙委任状を国会によこせというようなことは、国会を軽視するものだ、こう言わざるを得ないと思ふのです。そういう点でこの数字は私は何として

んでも、国会で御審議を願いますことは、おそればかりひんばんに出てくるのではないか。これはまことに個人的な見通しを申し上げて僥越のおしかりをこうむるかもしれないませんが、そういうふうに考えております。

それからまた、二十倍というこの倍率についていわゆる御都合主義でもなく便宜主義でもなく、基本的に考えますという場合には、二十倍ということでないところと落ちつきが横並びからいきまして悪いという点と、現実には一挙にここまでふくりますわけではもちろんございまして、非常に慎重な態度で運用ははかられてまいるといふようなことを彼此勘案いたしまして、この際基本的な線といたしましては二十倍ということでお認めをいただければ幸いであるというふうに考へております。

○阿部(助)委員 どうも私はそこは納得できないのですがね。局長、それでは来年もまた開銀法に何がしかどこかの改正があるとすれば、大体どんなところを予定しておられるのですか。

○近藤政府委員 従来開銀法につきましては一年おきとか二年おきぐらゐに御審議を願つたわけでございますが、私が先ほど申し上げましたのは、おそろく同じようなインテリバルでいろいろ問題が出てくるのではあるまいか。そこでどういふ問題が出るのであらうかということにつきましては、先ほども申し上げましたように、これはきわめて個人的な考えに入つてしまふのでまことに僥越でございますから、この場では差し控えておきたいと思ひます。

○阿部(助)委員 私は、電力の問題、特に原子力発電の問題等で、昨年も電力の問題の融資のあり方について質問したかったです。しかしそれは結局この委員会の運営のあり方というもので、これだけ忙しいと具体的に法案がからぬと実際質問する場を持つということがなかなかできないのです。大体大蔵大臣が出てこないで、担当大臣が来ないで法案審議をしておるなんというのは、まあ大政務次官がおられるからいいだろうという

ことであれば別けれども、大臣が出てこないでその法案の審議をこんな一生懸命やつておるといふ委員会は大蔵委員会だけなんです。担当大臣すら出てこないでもこれだけ一生懸命やつておる。法案がからないと、開発銀行の質問をしないから開発銀行総裁を呼んでくれなという話とは、実際問題としてとても通る話じゃないのです。委員長お笑いになつておるけれども、そうでしょう。実際それはできない。そうするとこれは国会に白紙委任状をよこせ、こう言つたのと私はちつとも変わらぬと思ふのです。だから六倍が悪ければ八倍なら八倍でもこれはしかたがないだらうけれども、二十倍というのは局長も何らの根拠はないんだ、長期信用の何とかが二十倍というのがあったからそれに乗じたという話でありまして、二十倍というの根拠がない。そうすればいさぎよく、国民のための審議をするわけでありまして、国会という重大な場を全然これをほおかぶりながら通るんではないに、国会尊重という点からも私は二十倍という数字はこの際いさぎよくこれを變更として、七倍とか八倍とかというふうに変更をすべきだと思ふのですが、もう一べんいかがです。

○近藤政府委員 たいへんよく申し上げて恐縮でございますが、前回の附帯決議の趣旨の御説明にも「きわめて安易な御都合主義、便宜主義」というおことばもございまして、五倍を六倍にするというおことについてそういうしりを受けたわけでございますので、またそれを七倍とか八倍とかということにつきましても、安易な御都合主義、便宜主義ということになりかねないと思はれますので、この際やはりこういう種類の横並びの基本的な線、先ほど羅列いたしましたようにいづれもみな一応二十倍というところで考えておりますので、そこまでまいりますれば若干は先ほどのしりを受けることも軽くなるのではないかとこのように考へておる次第でございます。

○阿部(助)委員 いや、局長もくどいかもしらぬが、私もだいくどいかわかりませんが、趣旨説明

にあつたと言ふのだけれども、附帯決議にはそんなこと書いてないですよ。そんなことは書いてないです。やはりこれよりも優先すべきものは、私が先ほどから声を大にして申し上げますように、国会、政治優先、これが皆さんの頭の中にもう少しきつちり入つてもらわないと困るのであります。何といつても日本は官僚国家でありまして、皆さんの前たいへん失礼だけれども、官僚が大体みんなおつくりになる。それだけに、国会というものを重視して——やはり実務を担当しておる膨大な官僚機構というものが大体先行してゐるわけですから、これはこの国でも当然なんです。あり得ることです。しかしそれだけにこの政治の場というものを尊重していくという考えでなければいかぬと私は思ふ。これをやつてしまえばもう政府まかせですよ。国会というものがやはりつんばさじきに置かれていくのは当然なんです。

附帯決議、附帯決議と言われるけれども、皆さんが附帯決議をいまでも尊重したためしなんでしょう。この際だけ附帯決議云々を言うけれども、その附帯決議の中にはそんな二十倍にせいなというところは書いてないんです。だから二十倍というのは国会を軽視だ。国会を軽視していいんだということでは二十倍にするというならこれはまた話が違ひますけれども、そうではない、国会は尊重するのだ、こうおっしゃるならば、私はやはり二十倍はおやめになるほうがいいと思ふ。私はくどいけれども、何ぼでもこれは主張せざるを得ないのです。国会を尊重するという立場から私もくどくこれは主張せざるを得ないのです。

○近藤政府委員 「基本的に検討」ということが附帯決議にありまして、その趣旨説明として先ほど申し上げました五倍を六倍にするという改正案は「きわめて安易な御都合主義、便宜主義のしりを免れない」という御説明でございました。そこで、基本的に検討をするという場合にどの辺が妥当かということにつきましても横並びの例などを申し上げた次第でございますが、同時にこれを二十

倍にすることによりまして国会を監視しようなどというような意図のさらさらないことはもちろんのことでございます。先ほども申し上げましたように、今後おそろくは従来と同じような頻度において開発銀行法について御審議をお願いし、改正をお願いするというような問題はかなりたくさん出てくるのではないかと私も考えている次第でございます。

○阿部(助)委員 私になぜくこれを申し上げるかといいますと、私はさう言つて、これは皆さんや自民党の先生方には気に食わないかも知れないけれども、私に言わせれば、まさにこの日本の政界と財界との癒着点は開発銀行だと私は思ふのであります。これが一番の結節点じゃないか。これを国会で審議する機会を奪われるということは、これはたいへん重大なことなんです。それだからこの岩佐さんの本でもいろいろと述べておられるけれども、基本的に開発銀行はこういう役割をしてこうあるべきなんだ、さらに七〇年代の展望を控えて二つの重大な課題があるのだ、それに対応するようこれを拡充強化するといふんですか、再編成をしてやるべきだといふことをいっておる。まさに私はそれに合つておると思ふのです。これは岩佐さんは財界の立場です。私は少なくとも勤労者、大衆の立場に立つてものを申し上げようと思つておるわけでありまして、さうして、開発銀行の占める位置といふものはたいへん重大な問題なんです。それを一挙に二十倍にするなんということは、私は何としてもこれは承知がでない。しかも四十七年度に十倍、十五倍が必要でないといふことは運用計画の中でも、また皆さんの御答弁の中でももうはっきりしておるのではありません。これは幾ら皆さんは国会監視でないんだと言おうと私は国会監視だと思ふのであります。これは押し問答で切りがつかないやうでありますので先へ進めませうけれども、この点は近藤さん何ほこで私に言つたつて、もう八月になれば榮転していなくなるんだから、また次の人が変わったことを言うにきまつておるんであつ

て、まあこれは記録にとどめて来年国会が開かれたならば、開発銀行の問題は大蔵委員会でも必ず論議する場を何らかの形でつくるということでは私は先へ進めたいと思ふのです。

運用計画の中で原子力発電の關係に四十七年度は三百七十七億を予定してあります。これは総裁にお伺いしたほうがいいのか政府にお伺いしたほうがいいのかとわからぬので、それで先ほど聞いたわけですが、さうすると、きめたのは開発銀行でなしに政府のほうでさうなつたということですか。どつちにお伺いしたいかわからぬのですが……

○石原説明員 先ほど来申し上げておりますように、閣議決定になつておりますのは財政投融資計画であります。財政投融資計画で開発銀行にどの程度資金運用の金をいたいただくということが閣議決定になつておるわけでございます。その場合に、その積算の基礎としてこの数字があるわけでありまして、おきめになつたということでありまして、先ほどのお話のように、閣議決定はこの数字についていたしておるわけではございませんから、さういふ意味での決定ではございませんけれども、積算の基礎としてこの数字が、政府が財政投融資の数字をおきめになるときにその前提となつたといふふうに御承知いただきたいと思ひます。

○阿部(助)委員 そうすると、私はこれから質問をしますが、この原子力関係は総裁も意見を述べられたらどうか、お答え願ひするわけですね。

○石原説明員 必要に応じて、当然銀行局のほうからも御返事があると思ひます。

○阿部(助)委員 原子力発電の問題につきましてはいろいろ問題があるわけですね。特に必要の度合いといふことからは、エネルギー源の問題もありまして、しかし、今日日本の一番大きな課題の一つは、私は公害問題だと思ふのです。その公害といふ場合に、いままで日本をこれだけ公害列島のような形にやつてきた大きな責任は、ほんとにはやはり開発銀行にも大きな責任があつた

らうと思ふのです。高度成長にこれだけ「貢献した」といふことは、即ち「公害発生にこれだけ大きな役割を果たしてきた」、こゝにわたつてもしかたがないと思ふのであります。その場合に、この原子力産業にこれだけ大きな金をつぎ込み、しかもその原子力産業の安全性といふものについて総裁はどの程度の認識をお持ちになつておるのか、まずそれから伺ひたいと思ひます。

○石原説明員 御承知のように、原子力をつくり出す場合におきましては、原子力委員会の中に原子力の安全審査の専門委員会があるわけでありまして、ここで非常に詳細な調査をなさいます。その上で安全の認定をせられるわけでありまして、専門家の多数をそろつておられるさういふような場所において安全の認定があるわけでありまして、私も、私どももいたしましては、それによりまして原子力発電関係の融資をいたす、こういうことでございます。

○阿部(助)委員 原子力委員会が安全だと言へばそれに従う、こゝにおつしやるわけですね。しかし、その安全かといふものにはさうばかりわからないういじやないですか。たとえば大宮の三菱原子力工場の問題が起つても、三菱のほうでは、これは企業の秘密だ、こゝ言つては、住民は不安でたまらない。きょうの新聞を見ますと、昨日また東海村で何かバルブがゆるんで放射能の漏れが流れ出したなんというところもある。しかも原子力の放射能の害といふものはまだ十分にわかつていないわけでありまして、特に遺伝の問題についてはなかなかわからぬわけでありまして、非常に世代交代の早いハエであるとかカワズであるとかいふものの実験の結果からいくと、大体三代目になると目が一ツしかなくなつたり足が片一方しかなくなつたりといふ奇形の子供が生まれるわけでありまして、けれども、放射能を与えた二代目の子供の段階ではまださういふ奇形の子供は生まれない。これは大体いままでの実験でさういわれておるのであります。しかし、人間の場合には世代交代が非常に時間がかかりますから、なかなかこれは実験するわ

けにはいかな、しかしその危険の度合いといふものはわれわれの想像を絶するわけでありまして。さういふ点で、発電所をつくるころの地域の住民の反対運動もまたそれなりに大きく盛り上がつておるわけでありまして。

さういふときに、安全度やなにかをただ日本の政府の一方的な、科学技術庁がこゝ言つたからこゝうだんといふことで皆さんがこれをやるということについては、私は幾つかの疑問を持つわけでありまして、いままでも日本の産業を伸ばすということでは皆さんは努力してきた。その結果がこれだけ日本を公害列島にした。そして今度は公害関係にこれだけ予算をよけい組みましたなんて言つてみたつて、何のことはない、自分でやつて自分でもしりぬぐいしているんじゃないか。またこれ同じことを、この原子力発電の問題で再び大きな間違いを犯すといふことは許されないと思ふのであります。さういふ安全の問題、皆さんは検討されたことがありなかつたか。科学技術庁がこゝ言つた、だからこれで安全だといふふうな程度の皆さん方幹部のお考えなのかどうかといふのをもう少し聞きたいのです。

○石原説明員 先ほどは安全審査に關する原子力委員会の原子力安全専門委員会のことを申し上げたわけでありまして、原子力炉の設置につきましても、これは政府のおやりになることではあります。いま申し上げました安全専門委員会における審査のほかに原子力炉の規制に関する法律がございまして、その法律に基づきまして原子力炉の設置についての総理大臣の許可の制度がございまして、そのほかに公益事業法に基づきます通産大臣の認可の制度もございまして、さういふような政府の段階におきます幾つかの審査の過程を経まして、それ以上で政府の認可が済むわけでありまして、それだけ非常に多くの手続を経、非常に慎重な手続を経たおきめになるものでありますから、私どももいたしましてはそれに基づきまして私どもの融資をいたしておる、こゝういふ実情でございます。

○阿部(助)委員 私はそこで先ほど皆さんの自主性の問題を聞いたわけなんです、ほんとうは。皆さんが実際に貸し出す場合は皆さんの判断だ、こうおっしゃった。大きな政策に従っているにしても、そこで実際に東京電力なり関西電力に金を貸す場合は皆さんの御判断だ、こうおっしゃった。そのときに、いわゆる普通の銀行のようにただ返済が確実であるとか担保が確実であるから貸すというものではないはずなんです、皆さんの銀行は。そうすれば、これだけの問題で、皆さんのウエイトを持つ原子力の問題について、皆さん自分で判断をされる何もかもをやはり踏まえておられるのだから、私はそう思わざるを得ない。それは当然のことです。

そうするならば、たとえばの話ですが、大宮の問題にしましても、三菱は、これは企業秘密だ、こういうのであります。これもいまの段階では私たちそれ以上わからない。企業秘密というのはウエスチングハウスと三菱との間の取りきめによる秘密なのか、日米原子力協定によるところからくる秘密なのか。この原子力関係で私のいままでいろいろと調べたところによると、大体日本の政府も日本の企業もこの内容、技術的な面に対して発表するしないの自主的な能力を持っていないのです。アメリカの原子力法にこれはみんなくくられておいて、日本では自主能力がないのです。それだけに——アメリカのはうは広いところになるだけ住民のいないところではおつきりになっているようにありますけれども、日本の場合にはそうはいかない。私の新潟県の柏崎なんというのは、田中角栄さんの足元で、田中通産大臣がいろいろとあつせんしたという話で、地元ではそれはもつぱらでありますけれども、土地も大体それらしいというように問題になっておるわけでありまして、あれだけ人口の密集した地域のすぐわきで、ほんとうにすぐわきで、しかも一千万キロの原子力発電をしようなんということになったら、この放射能というのは一体どうなるのか。私の記憶が正しければ、冷却水だけでたし

か毎日一万五千トンの第一次冷却水が要るわけがあります。第一次冷却水は当然放射能を含んで、二次冷却水の海水にこれが漏れられるだけの話なんです。薄められるけれども、毎日一万五千トンの大量の一次冷却水が出るということは、それだけ大きな放射能が海へ流されるということなんです。信濃川と阿賀野川とを二つ合わせたより大きな流れになって、この温度差の違う、あたたかい水が海に流れるということになれば、気象条件も違ってくるだろうし、雪が降ればみんな放射能を含んだ雪が頭の上に落ちてくるということになってくる。そういう点での危険性というものを一体どのように皆さん認識しておられるのか。

本来ならばいままで——いま公害問題はこれだけ大きな日本の政治課題になっておる。ある意味では、ある程度その元凶というが基礎をつくられたのは皆さんなんです。それをまた原子力の場合に再び繰り返しておやりになろうとするのか。そんなにこの危険なものを急ぐ必要はないのです。そんなに急に原子力発電をしなければ日本の民族は滅びてしまうというものでもない。急いでやることによって日本民族が奇形児になるかも知れない。そういう危険な、重大な問題を皆さんがどの程度の認識で、政府がこうおっしゃるからこうだといういわゆる当事者能力のないことならば、私はそれでそれなりの質問をいたします。当事者能力があるというならば、そのいまの私の質問にお答えを願いたい。

○石原説明員 原子力発電の関係には、お話のよういろいろな問題があるわけでありまして、私、先ほど安全審査の問題を申し上げましたのは、これは非常に技術的な問題でございまして、やはりそういうような方面の専門家の権威の方々がお集まりになってその上で御判断をなさったところを伺うのが一番いいのではないかとふうに考へるわけでありまして、なおそれ以外の、ただいまお話しになりました補償の関係というような問題がございまして、私も融資をいたしますときには、そういうような安全審査その他の政府の

認可の関係、これも確認することは当然でございませうけれども、補償関係の問題がどうなっているか、その両方がどうなっているかということに十分検討いたしました上で融資をいたすことになっておるわけでありまして。

○阿部(助)委員 日本の科学技術庁にしても、先ほど言ったように三菱にしても、実際言うて当事者能力がないのじゃないですか。企業秘密だと言っておさないけれども、出さないのじゃないに出せないのだ。アメリカの原子力法、そういうものに基いたところの日米原子力協定、こういうものをいろいろ調べてみると、実際言うて日本側には当事者能力がないのじゃないか。しかもそれを強引に、日本の、四十九カ所いま予定されておるようでありませうけれども、それだけ広範なところに、しかも人口密集地のすぐわきに危険な原子力発電をやるうなんということは、まさにアメリカにとつても日本の資本家にとつても、日本列島はネパタの原子力の実験場にさせられるようなものだ。ほんとうに日本人がいまモルモットにされようとしておる。この安全性の問題を、もう少し皆さん自分でこれは独自の検討をされて、そうしてこの融資に当たつてもらいたいのであつて、いまここで三百十七億組んだからこれは申し出があれは出しますなということには、私は大きな疑問を持つわけでありまして。

そういう点でもう一度、くどいようでありますけれども、私はこの原子力産業というものに対して幾つかの危機の念を持っておるわけでありまして、ほんとうに日本民族の将来、まあ、一つの目玉しかないのと三つの目玉のあれがランデブーするみたいなものを想像しただけでもおそろしいのでして、ほんとうに真剣に考えなければいかぬ問題だと思つておる。もう一ぺんそこを私は念を押しておきたいのであります。いかがですか。

○石原説明員 御指摘になりましたような点につきまして、原子力委員会あるいは安全審査会、そういうようなところで十分に、最近のいろいろなデータも含めまして御検討いただいているように

に承知をいたしているわけでありまして。ただ、繰り返して申し上げますが、私どもの融資をいたします場合には、そういうような安全審査の関係あるいは地元の補償関係、そういうようなものが片づいておる、こういうような前提のもとに融資をいたしておるわけでありまして、先ほども申し上げましたように、三百十七億あるから、これはもうそれまでは全部貸してしまうのだということではございませんで、各個の案件の審査のあるたびごとに、そこら辺は十分に見ました上で融資をいたすつもりであります。

○阿部(助)委員 だいぶ時間をせかれておりますので、急いで質問をいたします。

第十八条第一項第五号で、今度は融資ではなしに投資をするところになりましたね。この投資というのは大体どんなところを予定しておられるのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○近藤政府委員 開発銀行は今回出資機能を持つということの御審議をお願いしているわけでございますが、出資の対象といたしまして考えておりますのは、大規模工業地帯を考えているわけでございます。

○阿部(助)委員 大規模工業地帯のどういうところへ投資をするわけですか。

○石原説明員 これは御承知のように新全国総合開発計画というものがござつておりまして、二、三の非常に広い地域に大規模な工業基地をつくらうということになっておるわけですが、御承知のように、むつ小川原地区におきましてはすでにその第一発が行なわれておるわけでございます。これは実は私どもの地域開発の関係には入っておりませんで、金融機関の関係から申しますと、北東公庫のはうの関係になるわけでございます。同じような大規模な工業基地を九州あたりにつくらうという話があることは御承知のとおりであります。現地の地方団体を中心といたしまして案が進められておる状態だと承知いたしておるわけですが、まだ私どものほうには具体的な案として相談を受けておる段階ではございません。そういうよう

うな大規模な工業基地を造成いたします。その取得の問題、造成の問題以下非常に大きな投資と非常に長期の時間を要する問題です。それに対して出資を予定しておられるというのが現在の法律改正をお願いいたしております理由でございます。

○阿部(助)委員 その投資をするということになりますと、これは投資というのには「一般の金融機関が行う金融を補完し」ということからははずれるのじゃないですか。ワケがはみ出すのじゃないですか。これはどうなんですか。

○近藤政府委員 開銀の本来の目的はあくまでも融資でございます。今回お願いしております出資は例外的なものとして、特別の必要のある場合に限りお願いいたしております。

○阿部(助)委員 私はその前に、業務方法書の一条件に「一般の金融機関が行う金融を補完し」ということになっておると私は思うのです。その補完からはずれる、例外なら例外で、これは金の問題ですから、もう少し明確にしておかないと、これはかつてにやられたんじや国民はたまらないのでして、そこは明確にすべきだと思うのです。業務方法書の第一条とこれは違っておるのじゃないか。

法律のほうが優先するのでありまして、法律が改正になればこうだということになるんではないか、いままでの政府金融機関のあり方からいけば、これは大きく踏み出すということになると思うのです。それでいいんですか。この業務方法書を一体直すのですか。

○近藤政府委員 改正によりまして、「一般の金融機関が行う金融等を補完し」の「等」というところを出資機能を読むわけでございますが、それに即応いたしまして業務方法書も変更されることになるかと存じます。

○阿部(助)委員 だからほんとういいますと、こういう法案を出すときには、まあ案でもいいから、でき上がるまでは案でしようから、やはりそういう一件書類を整えて、なるたけ国会審議がスムーズに行なわれるように、私はそれぐらいの準備をしてしかるべきだと思うのですがね。なるたけ書類は出さない、資料は出さないで、目をつぶって通してくれというのなら、もう時間が来たから通してくれというのなら、話は、文句のつけ方はまた別につけますけれども、その辺どうも不親切だというか国会軽視だというか、その辺私は理解ができないのですがね。私は、法律改正すれば、法律を受けて、業務方法書のこの「補完し、又は奨励」というものに何かをつけ加えるか、この第一条は当然変わってくるべきだと思うのですよ。そうすれば、その案くらい、私は政府がやるのか開銀がやるのかわかりませんけれども、やはりそれくらいのもものは、大体こんなふうにしたければ私はおかしいと思うのですが、お直しになるのですからならぬのですか。その「等」ということだけであと一切これで押し通すつもりなんですか。

○石原説明員 ただいま銀行局長のお答えになりましたように、法律の改正に伴いまして「金融等」という直し方をしなければならぬことになりましたが、そのほかに、出資というの新しい業務でありますから、出資の方法でありますとか、出資の比率でありますとか、あるいはその処分の問題というふうなことにつきましては、規定を業務方法書につけ加えなければならぬと思っておりますが、現在まだ法律の御審議中の段階でございますので、まだわれわれの案といたしましては検討の段階でありまして、成案を得るに至っておりません。

○阿部(助)委員 成案でなくても、それならば説明のときか何かで、あらかじめこれもこういうふうになるのか私には当然のあり方だと思っております。これは皆さん法律を出してしまつた、それを受けてやるということにはなるだろうけれども、そういうのはここでは全然出てこないわけですから、皆さん都合のいいことは閣議決定も無視しておや

りになるけれども、肝心のことになるとさっぱり準備をしないということじゃ、私はどうも理解がしにくいわけです。これから大きな開発地帯に投資をしていく。土地問題というものがいろいろある仕事をする場合の一番大きなネックになっておるだけに、四十七年度の皆さんの計画の中では、まだ頭を出しただけで金額としてみればごくわずかでありますけれども、これはたいへんな大きな金額になっていくだろうと私は思います。と申しますのは、これはもういろいろあるところで報道されておりますように、大企業、特に日本では三井物産であるとか三菱商事等が開発建設本部なんというものをつくりまして、土地買い占めの態勢を整えておるわけでありまして、まさに皆さんの開発銀行の発足、すべり出しと歩調を合わせ、片方では大財閥、大商社が土地買い占めの態勢をもうとっておるわけでありまして。私は、ここに土地問題という大きな問題にぶつかってくるだろうと思う。そうして四十七年度はなるほどまだわずかの金であります、行く行くはここに非常に大きな金が投入されていくだろう。私は、これがこのたびの開銀法改正、そうして二十倍という大ワタを設定された一番のねらいがあるような気がしてならないのであります。そうではないのですか。

○近藤政府委員 土地融資につきましては、新市街地開発と産業用地造成事業、二つに分かれることは御高承のとおりであります。そこで、新市街地開発事業、中身は地価の安定に資するために良質の宅地を大量に供給するということとを目的としたしておりますし、それからまた産業用地の造成事業は都市開発に資する流通業務団地造成事業、地方開発に資する工業用地の造成事業、そういったことを内容とした土地融資であります。いずれも土地の取得というより土地の造成を主たる対象としているわけでございます。また、造成後の用地の使用目的がかなり明確になっております。こういうようなことによりまして、むしろ地価を安定し、生活優先という

目的に沿うという方向での土地融資のみが認められているわけでございますが、こういう生活優先という方向での土地融資ということは、現在の情勢から見ますと、むしろ望ましいことではなからうかというふうな考えをいたしております。○阿部(助)委員 そうすると、いまあげたような会社の土地買い占めといいますか、開発地帯における工場用地の整備だとか、そういうことで大きな買い占めをやろうとしているわけですから、そういうところには投資はしないということですか、そこをはっきりしてください。

○石原説明員 ただいま銀行局長の述べられましたのは、新市街地の造成あるいは工業用地の造成もございまして、そういうものでございまして、土地投機のような意味におきまして土地を取得する者に対しては、従来も融資しておりませんし、今後も融資するつもりはございません。

○阿部(助)委員 いや、この人たちは土地投機として買うのかどうかは私わかりませんよ。実際はそうだろうと思うけれども、たまたまは地方公共団体と一緒にした形で開発公社なんというところで用地を確保していくだろうと私は思うのです。そういうときにここへ出資をされないのか、こう聞いておるのです。

○石原説明員 今度の法律の案に明らかでありますように、後進地域におきます大規模工業基地ということに限定いたしておりますので、これは新全総開発計画にうたわれておりますように、きわめて限られた数の非常に大きな地域が確保できると見込まれるときに限られるわけでありまして、それは非常に限定的なものだというふうに承知をいたしておるわけでありまして。○阿部(助)委員 それは地域は限定されておつても、金額はたいへん大きくなるわけですか。これは北東公庫の管轄ともわかりませんが、たとえば小川原地帯というところではさう大きな土地を買おうとすれば、これは金額としてはたいへん大きくなるわけです。ただその辺の新宿とか銀座

の土地を買おうというところに貸さないのは当然のことなんです。私が言っておるのはそういうことじゃないのです。いま三井物産や三菱商事が考えておるのは、開発拠点において土地を取得しよう、こういうかまえて、開発建設本部なんというものをつくっておるのはそのためなんです。そういうところに金が出ないのか、こう私は聞いておるわけですが、的はずさないように……。

○石原説明員 私が申し上げましたのは、今回の出資に關係してのお話でございますから、これはきわめて限定された数の大規模工業基地に限るということをお願いいたします。

なお、それ以外の、先ほど銀行局長が申されましたように、新都市開発をする場合の土地造成の問題などもございます。そういうものにつきましては、融資はわれわれいたしますが、それはやはり先ほど銀行局長が申されたような非常に優良な宅地を供給する、公共施設を十分整える、公園、緑地もあるのだというふうな、いわゆるスプロールでないというふうな新しい土地開発の宅地造成にはわれわれ融資をいたすつもりであります。したがって、そういうようなプロジェクトとしての目的がきわめて明らかであって、それが国として助成すべき対象になるということでなければ、われわれのほうは融資するわけじゃございませんから、だから、どういふ会社がどういふ土地をお買ひになりますか、われわれのほうは融資をするということではございません。

○阿部(助)委員 最後にもう一つ伺いしておきたいのでありますけれども、開発銀行の資金量がいまのようにならぬでまいかと、財政投融資の原資というものは非常に大きな面がここに流れていく、そう思うのですが、その辺の流れについて大蔵省はいろいろ検討されたらと思うが、それはどうですか。

○近藤政府委員 原資につきましては、御承知のように、現在の開銀法で政府からの借り入れ金及び外貨債券に限定されておりますので、その範囲内に限っております。

○阿部(助)委員 ところが、いま外貨債券なんていっていても、日本がこれだけドルがたまって困っているという現状で、なおこれから外貨債券を確保して資金源にするなどということは、ちょっと常識では考えられないのではないですか。そうすれば、勢い財投資金といいますが政府の手持ちの資金からここに繰り入れざるを得ないでしょう。そうしたときに、ほかの国民金融公庫や中小企業金融公庫の資金が圧迫されてくるだろうと思うのです。皆さんがおっしゃるような二十倍ならば七兆何億といったら、ことしの財政投融資金額よりも大きな金になる。財投も逐次伸びていくかも知れぬけれども、それにしても開銀の資金の伸び率のほうがはるかに大きいということだけは間違いない。そうすれば、一体ほかのほうに与える影響というものはどうなるのか、私はそういう検討をした資料を見せてもらい、そして少し検討したい、こう思っておたわけなんです。

○近藤政府委員 その点の資料は後ほどごらんに入れますが、傾向といたしましては、開発銀行の借り入れ金の伸び率は、財投全体の伸び率よりも低いという状態に相なっております。

○石原説明員 全体の財政投融資資金のうちで資金配分の構成比を見ますと、昭和四十一年が開銀の分が七・二%でございます。それが四十六年度には六・七%でございます。全体のウェイトはやや減少いたしております。

それから、ちょっと中小公庫のお話でございます。それから、政策金融機関で運用総額の構成比を見ますと、昭和四十一年度は開銀一五・四%、それが四十六年度には一二・七%、いずれの場合におきましても、開銀銀行のウェイトは財投全体ではやや減である。それから政策金融機関の中ではそれよりもやや大きな減少でシェア・ダウンである、こういう状況でございます。

○阿部(助)委員 皆さんの運用計画の中で、もう一つ公害防止というのが非常な伸び率を示しておる。しかし、公害防止とこうおっしゃるけれども、これは昨年は百億ですか、そうすると、この

金もまた大半が電力であるとか石油であるとかいうところに行くわけですね。いままでさんざん皆さんが力をかけて公害をまき散らしておいて、今度公害防止だといってまたそこに金をつぎ込むわけですね。どうなんです、それは、公害防止の金はやはりまたそういう大きなところに、電力とか石油とかいうほうへ主として流れるんじゃないですか。

○石原説明員 おっしゃいますように、電力、石油、鉄鋼、化学というふうなものが現在公害防止の設備を最も必要とする事業でございます。したがいまして、そういうようなところに金が多く出るといふ実情はございます。その四つで八〇%ぐらいを占めるかと思ひます。

なお、申し上げておきますが、公害防止事業団というものがございまして、先ほどちょっと申し上げましたが、やはり公害防止の政府機関として仕事に当たっておられるわけでございます。四十六年六月、公害防止事業団ができました時点におきまして、それ以前の分は、これは設備投資に關連いたしますが、公害防止事業団が行ないまして、それ以後の分はわれわれのほうでやっておりますから、あの時点で切りまして、私どものほうは主として新しいほうの設備に対しては、大気汚染に關連した公害防止事業につきまして融資をいたすということに相なっております。

○阿部(助)委員 おっしゃることが私にはよくのみに込められけれども、結局は、皆さんで一生懸命産業を發展させて企業は伸びていった。伸びていった企業は公害をまき散らした。それで、まき散らしたのを皆さんがまた国民のお金を使って公害防止をやれ。本来ならば、その企業が企業責任において公害を出さないようにするというのが私は当然の姿だと思ひます。特に先ほど指摘した原子力発電は、もうすぐどく私は申し上げたいのでありますけれども、またこれは公害を出すにきまつておる。しかもその公害は非常に危険なものなんです。そういうものを皆さんとやら

ておいて、そして公害が出てくるとまた公害の何とか防止だなんというところで、また低利な金を大量な金を貸していくという仕組みの中で、いま日本の企業は伸びてきた。私はほんとうに、皆さんには失礼かも知れぬし、耳の痛い話かも知れぬけれども、まさに日本の政界、官界と財界との癒着点が開銀銀行だ、私はこう指摘したいわけでありまして。私はもうこの辺で、日本の経済も安定成長に、そして輸出優先の日本の経済も七〇年代で転換しよう、転換せざるを得ない、そして、ま世界からはいろいろと非難を浴びておるとき、ほんとうに日本の国民大衆の生活安定のためにこれが役立っていくということならばまだしも、午

前中の大原委員の質問にもありましたように、海運、それは海運も必要だといふ必要でしょう。鉄道、それは必要だといふ必要であります。食料だって、食料も必要であります。それは必要な点はみんな必要なんです。だけれども、こんな激しい勢いで高度成長をし、そして国民の健康までそこねようとするとき、開発銀行は、あり方を別な意味からもう一ぺんほんとうに再検討するときじゃないか。しかも大企業はもう一つ悪いことには、なるほど卸売り物価は安定しています。輸出物価は安定しております。皆さんの非常な努力で日本の企業は伸びてきた。そして生産性も上がってきた。そして生産性の上がったものは、これを国民全部に還元しますなというのを総理も言ってきた。さっぱり還元されないで、消費者物価はどんどん上がる。そうしながら輸出だけが伸びていく。その企業も、岩佐さんの委員会でも言っておるように、コマーシャルベースでいけるものは大銀行でやります、しかし、それに合わない採算性の悪いところは開銀銀行が引き受けなさいというところなんです。まさにそういう形で皆さんは低利の金を、大量の金をここへ使っていくわけでありまして。ほんとうにそれが使われて国民全体に奉仕するならば、私は卸売り物価が安定しておるといふ日本で消費者物価がこれだけ激しく上がっていくなんということを直すことはそうむず

かしいことではないのであります。生産性の上がった部分を国民に還元する意味でこれを下げていくならば、当然全体の消費者物価は安定してはるはずなであります。生産性をどんどん上げてやる。皆さんの協力で上げた。上げたものはそのまま高い値段で売って、そして輸出価格は安いなという日本のいまの経済界のあり方に一番大きな問題があると私は思うのであります。またそれだけに奉仕をし、そして国民生活はますます公害と物価高をかついていくというあり方、私は、開発銀行はもう一べんそういう点でのほんとうに七〇年代の日本の将来を考えた再検討をする段階へ来たと思うのでありますけれども、不幸にしてこのたびの改正案はまさにその逆行であるというふうに私は感ずるわけであります。しかし、この委員会での論議をひとつお考えいただいで、これからのあり方を再検討していただくことを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○齋藤委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 最初に法制局に、少しこまかい議論になって恐縮だけれども、一、二伺ってみたいと思います。

今回の法律の第一条の目的、これは先日もちょっと指摘がありましたが、順序が「産業の開発及び経済社会の発展」、文字についてはあとでまたこまかく聞きますが、「及び」でつないだ場合に、前に書くのと同じように書くのによってどれだけの違いがあるか。これだけ聞きたい。

○茂串政府委員 今回の改正案におきましては、御承知のとおり、現行の日本開発銀行法第一条では、産業の開発及び……

○竹本委員 いやいや、違いはどこにあるか、それだけ聞けばいいのだ。

○茂串政府委員 これはA及びBといいます場合に、その規定の趣旨によって異なると思いますけれども、通常の場合には特にどちらが優先するあるいは重いということではなくて、並列的な意味でAとBと同じような評価をしているという場合が普通であらうかと思ひます。

○竹本委員 A及びBといった場合には、AもBもウエイトは全く同じということですか。それから、同じとすればなぜ前にやってみたりあとにやってみたりするのか、その根拠は……

○茂串政府委員 先ほど申し上げましたのは一般論で申し上げたわけでありまして、規定の趣旨によりましてそれぞれ異なった解釈がなされる場合もあるかと思うのでございますが、今回の改正につきましては、現行の第一条の規定におきましては「経済の再建及び産業の開発」とございまして、今回の改正案におきまして「産業の開発及び経済社会の発展」というふうに直そうとしておるわけでございます。

現行の規定につきまして申し上げますと、これは日本開発銀行法ができました当初からこのよう規定になっておるわけでございますけれども、これは立法の経緯があらうかと思うのであります。すなわち、開発銀行が設立されました昭和二十六年当時におきましては、政府関係金融機関もまだ未整備の状態でありまして、開銀の目的に経済の再建という大目的をまず掲げたという趣旨でございまして、その後、各種の政府金融機関が整備された今日におきましては、開銀の担当すべき分野は、基本的には産業の開発という点にあると考えられるという見地で、そこで今回の改正におきましては、「産業の開発」というようなことばを、用語を先に出したということに何っております。

ただ、それではなぜ先に出したかという点でございますが、その点につきましては、ここでいう産業の開発は、単にものをつくればいいというものではないわけでありまして、公害問題等企業の社会的な責任にも十分に留意しなければ産業の発展はあり得ないという最近の情勢を踏まえた意味のものでございまして、これは言うまでもないこととでございます。したがって、今度の改正におきまして「経済の再建及び産業の開発」ということばを「産業の開発及び経済社会の発展」というふうに順序を逆にしたしたのは、以上のような理由で、産業の開発を通じて経済社会の発展に資するということの意味をあらわしたものでございまして、

○竹本委員 産業の開発を通じて経済の発展を期するということの意味でという御説明だけれども、それならば旧法律、旧というか、いまの法律というのか、古いものの場合だってそうじゃないかと思うのだな。だから問題は、私が聞いておるポイント、経済の発展段階が何か特別な根拠があつてこいうふうになつたのか、あるいはそのほかの理由があつてなつたのか。いま一般的説明からいえば、産業開発が大いに進むことによって経済社会の発展が期待されるということは、旧法というのか、前の法律の場合だって同じじゃないか。

それでは、いまのような解釈、定義が正しいとすれば、前の法律の表現は不十分あるいは不適当だったという意味になるかならないのか、そこを聞いておるわけです。

○茂串政府委員 その点につきましては、先ほど申し上げましたように、立法の当初の経緯を私も必ずしもつまびらかにしておりませんけれども、その立法を出されたその当時におきましては、先ほど申し上げましたように、政府関係機関がまだ非常に未整備の状態であつたということとを踏まえまして、特に経済の再建ということとを調するため最初に掲げたというふうに聞いておる次第でございます。ただ、今回の場合にこの順序を逆にして「産業の開発及び経済社会の発展」というふうにしておるのでございますけれども、一番初めにございまして、A及びBといたした場合にどちらが優先するかという問題にも触れようかと思うのでございまして、その点につきましては、この開銀法の第一条の用語解釈として「産業の開発」という用語は、両者別個のものを並列したという意味ではございせん、先ほど申し上げましたように、産業の開発を通じて経済社会の発展を促進する、全体としての大きな目標を掲げたという見地から今回のような改正を考えておるわけでございます。

理由で、産業の開発を通じて経済社会の発展に資するということの意味をあらわしたものでございまして、

○竹本委員 産業の開発を通じて経済の発展を期するということの意味でという御説明だけれども、それならば旧法律、旧というか、いまの法律というのか、古いものの場合だってそうじゃないかと思うのだな。だから問題は、私が聞いておるポイント、経済の発展段階が何か特別な根拠があつてこいうふうになつたのか、あるいはそのほかの理由があつてなつたのか。いま一般的説明からいえば、産業開発が大いに進むことによって経済社会の発展が期待されるということは、旧法というのか、前の法律の場合だって同じじゃないか。

それでは、いまのような解釈、定義が正しいとすれば、前の法律の表現は不十分あるいは不適当だったという意味になるかならないのか、そこを聞いておるわけです。

○茂串政府委員 その点につきましては、先ほど申し上げましたように、立法の当初の経緯を私も必ずしもつまびらかにしておりませんけれども、その立法を出されたその当時におきましては、先ほど申し上げましたように、政府関係機関がまだ非常に未整備の状態であつたということとを踏まえまして、特に経済の再建ということとを調するため最初に掲げたというふうに聞いておる次第でございます。ただ、今回の場合にこの順序を逆にして「産業の開発及び経済社会の発展」というふうにしておるのでございますけれども、一番初めにございまして、A及びBといたした場合にどちらが優先するかという問題にも触れようかと思うのでございまして、その点につきましては、この開銀法の第一条の用語解釈として「産業の開発」という用語は、両者別個のものを並列したという意味ではございせん、先ほど申し上げましたように、産業の開発を通じて経済社会の発展を促進する、全体としての大きな目標を掲げたという見地から今回のような改正を考えておるわけでございます。

○竹本委員 いまの御説明のようだと、きょうは時間がないのでどうもこんなところで時間をとるのは残念なんだけれども、ただ私は、法制局は法律の専門家なんだから、文字の使い方についてはもう少し厳密、厳正でなければならぬ、また、法律の条文をつくるときには特にそうでなければならぬという立場で、AとBは同じだからといってどきどきひっくり返してみたりするようなことななくて、順序を変えるなら変えるだけの根拠が、十分われわれの納得できる根拠がなければおかしいということをやっているのです。特に旧法の場合のほうが、むしろ産業の開発及び経済の再建が進展は別として、あとで論議するが、いま新しい改正法でいっているような順序でいわずに、旧法の表現というものは、当時の経済の発展段階からいっても、それからいふと説明されたような筋道論からいってもおかしいじゃないかということ、私は、いまあらためてその反省の上に立つてこいうふうな書き直したというならば、それはそれでまたわかる。どういう意味でございすかといううことを聞いておるわけだ。

○茂串政府委員 たびたび同じような説明をして恐縮でございますけれども、今回、私どもがこの改正案の立案に参画をいたしました際にいろいろ議論をしたわけでございますけれども、先ほど申し上げましたような筋道で、やはり産業の開発を通じて経済社会の発展を促進するという意味合いからしますと、まず「産業の開発」を先に掲げて、その上で、そのあとで「経済社会の発展」という用語を入れたほうが、そのことをあらわすのに自然ではあるまいかという見地からこのような表現にいたしておる次第でございます。

○竹本委員 いや、いまあなたの言われるような根拠で私も言っているのですよ。だから、前のほうはおかしいじゃないかということをおかしな聞いてるわけだ。あるいは現行法はおかしいじゃないか。それを反省して、これは産業の発展があつてはじめて経済の安定なり発展があるのだから、そ

ういうふうに書くのがほんとうだったという意味でこれを書かれたのか、あるいは何となく書かれたのか、あるいは順序は、AとBはウエートは同じだから、たまにはさかさまにしたほうがおもしろいというのでやられたのか、何が根拠か聞いてみるんだよ。

○茂串政府委員 先ほどから申し上げましたように、現行の規定は立法の当初からそのような表現になっておりまして、私そのとき参画しておらない関係ではっきりしないわけでございますけれども、おそらく私の推測するところでは、先ほど申し上げたような趣旨で経済の再建ということばを先に出しておるのではないかと思いますが、その点につきましては、今回の改正の際の検討の結果としましては、今回の改正案のほうがよりふさわしいのではないかといいたいしたわけでありま

○竹本委員 時間の節約のためにこの辺で終わりますが、しかし、少なくともいまあなたの言われるのは、新しい改正法の説明あるいは文字の並べ方についての説明としては正しいと思うのです。私はそれが経済の常識であるから、説明としても正しいと思うのだ。そうなれば、前にあるのはおかしいじゃないかというのを言っている。おかしいという反省の上に立つてこれはこう書きましたという説明がなければ納得できないから、あとでもいからよく説明してもらいたい。いまのあなたの新しいものの説明だけだ。古いものがなぜ変わったのか、古いものが誤っていたから、あるいは私が言ったように何か段階が変わったから特別こういうふうにしななければならなかったのか、その辺の説明が私の受け取る範囲においては全然ないと思うのです。あらためて後日また聞きます。

それから次にいきますが、今度は経済の発展という場合と経済社会の発展という場合は、法制局の解釈ではどういうふうに中身が違ふかということを開きたい。

○茂串政府委員 先ほどもちょっと触れたわけでございしますけれども、この開銀がいろいろ融資をいたします場合に、いわゆる開銀資金の融資等をいたします場合に、それが日本の経済社会にどう影響を及ぼすかという問題でございしますけれども、先ほども申し上げましたように、最近では非常に国民生活なりあるいは社会資本の充実ということが叫ばれておるわけでございまして、いわばその質的な面を考慮いたしまして、質的な面での充実を考慮いたしました場合には、やはり単なる経済の発展というよりも、むしろ経済社会という意味で、社会ということばを入れたほうが、現在の情勢あるいは今後開銀の進むべき方向づけという意味からいいますとふさわしいのではないかといいことで、今度は「経済社会の発展」ということばを使ったわけでございします。

○竹本委員 この場合、そうしますと「経済社会の発展」というのは、経済社会という全体をつかまえたものの発展なのか、経済の発展及び社会の発展といったような意味を含めておるのか、それはどっちですか。

○茂串政府委員 これは後者でございします。経済及び社会の発展という意味に解釈しております。

○竹本委員 そういう場合に、そこに及びを入れた場合と点を打った場合と今度のこのように打たない場合と、全部同じですか、表現の技術の上において。

○茂串政府委員 これはおっしゃるとおり表現技術の問題でございまして、たとえば安全有利といたしたような場合に、安全かつ有利とも申ししますし、ただ安全有利というふうに使いう例もあろうかと思ひます。その意味で経済・社会というようない方もあろうかと思ひますが、法令の用語としましては、経済社会というように中点を打たないでもその意味は十分に読み取れるということから、表現的にもまた自然であるという意味も含めまして、「経済社会」というふうに表示しておるわけでございます。

○竹本委員 これは大体了解できます。次に、現行法ですね、「経済の再建及び産業の」と何とか書いてあるわけだが、法律で見ると、再建という字を使つた場合と復興という字を使つた場合といろいろあるようだけれども、特に終戦直後のいろいろの問題に取り組み場合に使つたことばの中で、いま突然でございしますから、どういう例があるかということを一々こまかく聞きませんけれども、全体的な考え方として、経済の再建といった場合と、経済の復興といった場合と、少なくとも二つあると思うのです。それは全く同じ意味であるか、特別に違う意味があるか。

○茂串政府委員 適例について私も十分な記憶がございせんけれども、たしか二十一年にできました復興金融公庫法におきましては、「経済の復興」ということばを使つております。また現行の日本開発銀行法の一一条は、御承知のとおり「経済の再建」ということばを使つておるわけでございしますが、これも私は急な御質問でございまして、十分なお答えができるかどうか自信もないわけでございしますけれども、非常に一般的に申しますれば、やはり復興というのとは、たとえば戦争で非常に災害を受けた場合に、その原状に復すると申しますか、それがいわば復興でございまして、再建と申します場合には、復興よりももう一歩進んだ、いわゆる成長的な要素まで含めたところの用語ではないか、こういうふうに考えております。

○竹本委員 そうしますと、復興よりも再建のほうがさらにより前進的だということですね。もう一度伺いたい。

それからもう一つは、時間がないからあわせて聞きますが、「経済の再建」というのは、今度は取るわけですね。「経済社会の発展」と、こう書いてある。そうすると、これは少なくとも、復興とか発展とかいうものはそれぞれどういう意味があるか、どういふ違いがあるかは別としても、いづれにしても日本の経済は復興の段階や再建の段階ではないということをはっきりしているわけですね。それで今度はこれをとられたのだろうと思うが、そう理解してよろしいか。

○茂串政府委員 その点はおっしゃるとおりであると思ひます。

○竹本委員 そうしますと、日本の経済は、われわれのことばで言えば、あるいは外国に言わせれば、特に復興なり再建なり行き過ぎて、そこにいろいろの円の切り上げの問題その他の問題が起つてきているわけですね。そういうような客観的な情勢の変化というのか、発展があったときに、それを目的とした法律というのは、開銀法だけでなくすべての法律についてその文字は私は修正しなればならぬ、あるいは改正しなればならぬと思うが、どうですか。

○茂串政府委員 他の法令も、おそらくいろいろとそういう再建とか復興ということばを使つていく用例もあろうかと思うのでありますが、こういう点につきましては、先生の御指摘のとおり、機会あるごとにその点を再検討いたしまして、改むべきものは改めるといふ方針で進みたいと思つております。

○竹本委員 そこで、あとで資料として、いまの重要な法律の中に復興なり再建なりということばが使つてあるというのはこんな例があるということを示してもらいたい。

それと同時に、これはいまもお話があつたけれども、私はすみやかに改正をしなればおかしいと思うのだけれども、法制局としては改正の意思があり、準備ありやという点について、もう一度はつきりと聞きたい。

○茂串政府委員 その点につきましては、私もどういふ法令で使つておるかという用例もいまずぐには頭に浮かんでこないわけでございまして、先生の御趣旨は十分体しまして、今後いろいろ法令の審査の面で生かしてまいりたい、かように考えております。なお、用例につきましては調査の上、お出ししたいと思ひます。

○竹本委員 そこで、開銀銀行の場合には、金を貸してやるというのだから、こういう文句が古い

ままであつても別に支障はない。早く改正するほうが常識として妥当であるということだと思ふのです。しかし、そういう法律でなくて、一般にも強い制限をしたり禁止をしたりするようにな、実質的な国民の権利義務に関するような問題について、前提条件なり客観情勢がまるきり変わったのに、前の法律でそのままやつていくということは、ただに政策態度としておかしいとか不当であるということではなくて、私は場合によつては違法になると思うのだけれども、第一条の法の目的というものは、どの程度にそれ以下の内容を限定し、規定づけるものであるか、法制局としての基本的立場を聞きたいのです。

第一条はこういう目的、たとえば現行法でいえば、経済の再建という目的のためにこれだけのことをやるのだ、あとは若干形容詞だ、再建が目的だ、そのためにすべてのことを考えて規定しておるという場合には、開銀に限つて言へば、これが個人の権利や義務を特別に制限したりするわけでないから、不当である、そういう条文がいまだ残つておる法律の改正をそのまゝやらないというは適當でないということとどまるかもしないけれども、私が言うのは、実質的に国民の権利義務を制限するような法律である場合には、再建の段階でなくなつたときに、再建のために、と書いてある法律は、それ以下の内容規定はもう全然だめになる。したがつて、それによつて権利の制限その他をすればそれは違法になると私は思ふけれども、法制局としての考えはどうであらうか、これはちよつと大事な点だから、ちよつと大きな声で答えてください。

○茂串政府委員 その点につきましては、具体的にどういう用例があるか、ちよつと私も先ほど申し上げましたように十分承知しておりませんけれども、やはり法令の解釈の態度といたしまして、一般論で申し上げますと、その用語を使つておりますところの規定の趣旨、これをいけば条理で補足いたしました、それで形式的な用語としてはこういう用語を使つておるけれども、解釈の面では

それを実情に合わせるように条理で補足した上で解釈するということもあり得るわけでございます。具体的にどういふ法令ということを御指摘がございませぬのでちよつと申し上げかねるのでございませぬけれども、一般的にはそういうある程度の弾力的な解釈といひますか、ゆとりのある解釈がなされるのが通例でございます。

○竹本委員 解釈、運用の問題で、時代の情勢にアダプトできる場合もあるでしょう。アダプトできない場合があると思うのだ、情勢がまるきり変わつてくるのでしたら、法律というのは一定の客観情勢を前提にし、一定の目的、政策努力の目標を持つてつくるわけでしょう。ところが、客観情勢が完全に変つて、かかるに、法制局の怠慢か、各省の怠慢かは別として、それが変わつていないといふ場合には、もうその法律は死んでいて、あるいはその法律で何か適當な手を打つということは違反になる、あるいは違法になるというふうには私は思ふのです。解釈、運用によつて、そうやってできる場合も確かにあります。しかし、それを越えた場合もあり得ると思ふが、それはあり得ないというふうにお考えになりますか。

○茂串政府委員 先ほどの続きで、一般論でございいますけれども、その用語を使つております規定の趣旨、これは十分に生かすべきであらうかと思ひます。しかしながら、その用語が明らかに現狀にマッチしないと思ひますか、不適當であるという場合には、これをなるべくすみやかに改正するのが當然であらうかと思つております。

ただ、先ほど申し上げましたように、経済の再建と申しました場合に、これがいわゆる先ほど先生のおっしゃつた復興と同じ意味かというふうな御質問もございまして、再建という用語を解釈する場合にも、一体どこまで法律的な解釈が広げられるかという問題はありますもの、かならうか、これは一例でございしますが、そういうふうな解釈もなし得ると、かように考えておる次第でございします。

ただ、先ほどからも申し上げますように、そういった非常に実情に合はなくなつた用語につきまして、これを逐次機会あるごとに見直しをして改めていくという態度、これは私もとしても今後とも持続してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○竹本委員 外為法の例を一つ引きますが、御承知のように、外為法は、日本の経済がまだいまのような安定成長の段階になつていなかったというこで、あの中にはたしか、経済の復興に資するため、というふうに書いてあつたと思うのです。ね。そうすると、経済の復興を目的とした——いま再建というのと同じで、全く段階が変わつていくわけですね。しかも、あの法律は、外貨がなくなつて困つたときで、いまのように外貨が余つて困つておるときとはまるきり条件が違つて、客観情勢が違つて、外貨予算の問題については一応議論は別として、外貨の根本精神というものは、日本の経済の復興をねらつた段階において、特にドルの爲替が足りない段階においての法律である。したがつて、この法律をいまのように、経済が發展し過ぎていろいろの問題を起して、ドルは余り過ぎて困つておるといふときに適用する、しかもそのまゝ持つてきて適用しようといふことは、法の目的からいつてもおかしいし、単に不當であるのみならず違法である。先ほど言つたのはそういう意味ですが、そう思ひますけれども、いかがですか。

○茂串政府委員 ただいまの御質問、おそらく外為法及び外国貿易管理法の第一条の目的規定の点についておっしゃつておられるのかと思ひますが、その点につきましては第一条を読みますと、一番最後のところに、「もつて国民経済の復興と發展とに寄与することを目的とする。」とございします。したがつて、この場合にもその「復興」といふことばの適否の問題はございしますけれども、一応「復興と發展とに寄与する」というふうにいっておるわけでございます。現在外為法でいろいろの規制をしていくわけでございますが、この一条の

目的規定からいたしました違法であるとかいうような問題は出ないのではないかと、かように考えている次第でございします。

○竹本委員 ところが、いまの場合に、復興と發展とたまたま両方書いておいたほうがいいというので、大体われわれもやつた経験があるが、なるべく網を広く打つておけといふことと書くわけだ。しかし、そのときのほんとうの目的はあくまでも復興にあった。「復興と發展」と書いてあるからよろしいというなら、今度だつて「産業の開発」と書いてあるのだから、何も「経済の再建」といふのはあつてもなくてもたいして影響ない。産業の開発が中心なんだ。開銀がどれだけそのほかの経済社会の發展に産業の開発を通じて——先ほどお話しになつたように、それでやつていくからこそこういふ書き方をしているわけだ。ところが「發展」という字が隣にちよつとあつたから、それでこの法律がいま適用されても違反ではない、違法ではないといふことではこじつけになるのじゃないか。復興が目的だ。現にある場合には、ドルが不足をしたときにドルの節約のために書いてあるでしょう。そういう意味で、第一条の法の目的というのはその当時とはまるきり異なる情勢が違つた。したがつて、違つた中で法の改正をやらないうで、その法律に基づく制限や禁止をやれば、これは全く許しがたいものである、私はそう思ふのです。たまたま「發展」といふ字があるからそこで助けられ、それじゃ目的のところは何かいろいろ書いておきさえすればどこかひつかるだらうということになる。

しかし、法の基本的な目的というものはそんなにばく然たるものではなくて、ここにきつめて權利を制限するような場合には限定的に考えなければいかぬ。そういうこととからいへば、第一条に書いてあることはきつめて厳密に解釈しなければならぬし、かつてのいいところだけつまみ食いしてはいかぬ。全部を理解した上に立つて、この法の第一条は、産業の開発を通じて経済社会の發展を

促進することにあるわけだ。それから外為法の場合には、いまそういうドルが足りないという条件も変わったし、復興の段階でもないのですから、もうこの外為法は根本的に改めなければ、それに基づくいろいろの制限、禁止は全部間違ひであると私は思うけれども、もう一度その点を返事してもらいたい。

○茂串政府委員　いわゆる外国為替管理法でございますが、これは昭和二十四年に制定されてまいりました。以来ずっとこの規定に基づきました規制が行なわれておるわけでございますが、いわばこの法律の一条の目的、これは立法当初の状態と申しますか、それだけに着目してこのような法令が制定されておるのではなくて、いわばこのような、先生のおっしゃったような国際収支の均衡とか通貨の安定とかそういうような問題が続く限りにおきましてはこの法律が適正に運用されていくという用途のもとに制定されたわけでございまして、一条の目的におきまして、先ほど申し上げましたように、いろいろなことが書いてございますが、この法律の続く限りにおきましては、この一条の目的の規定、先ほど申し上げましたような趣旨から申しましても、この規定に基づくものものの規制、これは違法になるというような問題はないのじゃないかというふうに考えております。

○竹本委員 きょうは時間がなくなりましてから、これはあらためてまた法制局と論議をしたがいし、私は、貿易管理令なんかで、御承知のように組織の自主規制なんかやってみたいいろいろやつておるのだけれども、あれは全部間違っていると思うのです。そこで、その論議はあらためてゆっくりやりますが、きょう特に法制局に希望したいことは、第一は、法制局は、法律の第一条の目的を書くときはきわめて厳粛厳正にがっちりしたものを書いてもらいたい。第二は、それに沿っていま読み直してみればおかしいと思うところは、当然これは改正の努力をやるべきである。第三は、いま為替管理の実態に即してこれなんかはまったく改正しなければ今日適用すべき筋合いものでは

ないといふことについて、私の意見を申し上げたのだけれども、そういう意味で、またあらためてこれは論議をいたしますので、法制局においても十分検討しておいてもらいたいといふことです。

それからあなたに最後にもう一つ、これは総裁、局長にもちよつと聞きたいところですが、「経済社会の発展」に寄与すると書いてある、「経済社会の発展」とはどういう意味だ、どういふビジョンを描いて「経済社会の発展」といわれておるのか、三人の方からそれぞれ説明を聞きたい。

○茂草政府委員「経済社会の発展」とはどういう意味であるかという御質問でございますが、この経済社会の発展、これは従来のわが国経済の高度成長の反面公害その他の社会的なひずみが生じた面にも十分に配慮いたしまして、これは一昨年の新経済社会発展計画にもいわれておりますように、充実した経済力にふさわしい国民生活実現のための社会的な基盤を整備いたしまして、そうして真に豊かな社会の建設を目ざすということを意味する、かように考えておる次第でございます。

○近藤政府委員 ただいま法制局から御答弁がございましたとおりでございますが、具体的な項目といたしましては、たとえば大都市の再開発とか流通近代化とか公害防止といったようなことが重点になるかと存じますが、一般的な意味合いは

ただいま申し上げたとおりでございます。

○石原説明員 政府側からいまだ御答弁がありません。たような趣旨で、私どもが融資をやってまいりました場合にもそういう点を十分頭に置いてやるべきだという趣旨のように考えるわけであります。

○竹本委員 それでは私のほうから逆に聞きますが、この中には、「経済社会の発展」という場合に、先ほど公害の問題がいろいろ阿部委員から議論されましたけれども、超工業化「社会」というようなものへの「展望なり方向なり」というものを持っているのかないのか、それから経済の近代化、高度化ということばが法律上もいろいろ出てきておるが、産業の近代化と高度化の問題についてはどの程度のウェートを置いて考えておるのか、こ

の二つだけについて総裁にひとつ伺いたい。

○石原説明員　超工業社会とか脱工業社会というようなことを申されるわけですが、それが具体的にどういうような構図になるかということにつきましては、まだ非常に不十分な理解しかないかと思えます。ただ先ほど来お話がございますように、経済の成長ということじゃなくて、環境とか国民生活、福祉という問題を含めた全体としての経済というものが伸びてまいるといふことが一つの政策の目標であるという点につきましては、いま竹本委員がおっしゃいましたような一つの超工業社会ということの意味であらうかというふうに考えるわけでございます。

という問題でございしますが、そういうような環境問題、福祉問題、生活問題というものは非常に大事であり、それを前提として考えるものではございませんけれども、やはり産業そのものがいわゆる知識集約産業ということも申されるわけですけれども、これが高度化し技術開発が行なわれていくということは、今後非常に重要な問題だと思っておりますので、やはりそういうことが第一条に書いてあります「産業の開発」ということの一つの内容であるというふうに考えています。

○竹本委員 これからほんとうは開銀の問題のほうに入りたいところだけれども、ちょっと予定の時間が参りましたから、質問は若干留保しなければならぬかと思えますけれども、もう五分ほど伺います。

一つは、先ほど来これも議論がありました、開銀の機能というものは、民間金融機関の機能を「補完し、又は奨励する」こう書いてある。「補完」というのはどの程度のことをいま考えておられるかという問題なんです。これは、日本の政府関係機関というものは、大体において「補完」というように非常に遠慮をして表現も書いてある。もちろん民間の金融機関があるんだから、それを立ててその足らざるところを補うというのも一つのこと考え方であります。しかし、今日の公害対策にし

ましてもその他の構造改善にいたしましたも都市の再開発にいたしましたも、こういうものは民間の企業、民間の金融機関が先頭に立つてやるはずはない。だから国策金融機関が必要なんだ。この国策金融機関は「補完」というまあ美名のもとに遠慮し過ぎてゐる面もあるし、行き足らない面もたくさんあると思うので私はお伺いするわけなんですけれども、補完とはどのくらいのことを考えておるか。たとえば融資のシェアからいって、一〇％も補完であらう、二〇％も補完であらう、あるいはそれ以上いくとも補完といえるかもしれない。だから補完という意味においてどの範囲のことまでやろうとしておられるのか。これは開発銀行のになう社会的な使命とか課題というものが大きければ大きいだけその補完のパーセンテージはふえていかなければならぬと思うのですね。その点についての局長並びに総裁の御意見を伺いた

○近藤政府委員　ただいまお述べになりましたとおり、補完の割合が幾らであるべきかということとは、絶えず一定しているわけではなしに、そのときどきにおきまして、政策的な要請がどのくらい強いのか、またそれを受けて立つべき民間金融機関の実際上の働きがどの程度であるか、それらの相関関係によってきまってくると思います。したがって、現在のように社会開発に関するたとえば生活優先というような観点からのかなり大きな転換を必要といたしますような時代におきましては、開銀の質的補完の分野はかなり広がってしかるべきではなからうかという感じがいたすわけでございます。

○石原説明員 具体的な融資比率の問題で、お答え申し上げますが、当該年度の融資の全体を総含めいたしました融資比率は四十五年度におきまして三〇・五％であります。このうち電力及び海運につきましては特別に高い融資比率になっております。また、その二つを除いてみますると三三・六％、大體二割を少々上回ったくらいところが、電力、海運以外の融資であります。ただ、これは一率に二

割何分とか三分という融資をしているわけじゃございませんで、たとえて申しますと、都市開発のための私鉄の都心乗り入れあるいは立体交差、そういうような工事につきましては五割、あるいは原子力発電の場合には五割、そういうような内容あるいは収益性あるいはリスク—公害防止などでは五割というふうな内容になっております。そういうふうな、その融資の具体的な内容によりまして差等を設けておられるというわけでございます。

○竹本委員 時間が参りましたので、あとまだ少し質問があるのですが保留しておいて、きょうはこれで終わります。

○齋藤委員長 貝沼次郎君。

○貝沼委員 私が聞きたいと思つていたことが、いままでもかなり出ておりますので、なるべく重複を避けていきたいと思つていますが、質疑をしていく関係上、一部ダブる点もあると思つてすけれども、よろしく願ひいたします。

そこで、この日本開発銀行法の一部を改正する法律案であります、第一条で、目的の一部が変更されたのでなくて、目的がほとんど変わつてしまつたというわけになるわけですが、どうも、こういう場合、私は、法律の一部が変わるといふことよりも法律自体が変わつてしまふのではないかと、この感じが受けておられますけれども、どうしてこれを「一部を改正する法律案」としなればならなかつたのか。むしろ、たとえば、この改正案から見ると、「経済社会開発銀行法」とかなにか全然別個なものに変わつたような感じが受けるのですが、この点はいかがでしよう。

○近藤政府委員 これはむしろ法別局からお答えになる問題かもしれませんが、「一部を改正する法律案」という場合ですが、通常、全文改正でない場合に「一部を改正する法律案」ということで御審議をお願い申し上げておられるわけでございます。ただ、ただいま仰せのとおり、第一条の目的の中身が変わつたというところは、非常に重要な変わり方でありまして、先ほど阿部委員が戦略的な変更ではないかとおっしゃつたのもまさにそういう

意味であらうかと思ひます。ただ、この中身につきましては、今日すでに「経済の再建及び産業の開発」ということばでは実態に合致なくなつてからかなり久しい、そしてまたそのことをたびたびの当委員会における御審議でも常に御指摘を受けてまいつたわけでございますので、実態的には現在の開発銀行の実態にふさわしいような表現を第一条の目的において新たに採用するという形での変更でございます。実態面ではそういう意味で「一部を改正する法律案」ということになるかと存じます。

○貝沼委員 そこで、これも前に出ておつたのでダブると思ひますが、この「産業の開発及び経済社会の発展」という変えなければならなかつたその背景はいろいろあると思ひますが、特に大きな影響を及ぼしているものは、具体的にどういふものがありますか。

○近藤政府委員 大都市再開発、流通近代化合理化、公害防止という、いわゆる社会開発関係の問題が大ききクローズアップされてまいつておりますので、そういう方向での改正という意味におきまして、先ほど法制局から御答弁がございましたように、産業の開発を通じて経済社会の発展を促進する、産業の開発を通じていふことを先に行うたいましたゆえんのもの、かつては政府関係機関が未整備であつたときに、開発銀行といふものは経済再建の大役を主としてになつてもらうという意味で「経済の再建」ということばが先に出ておりましたのに対して、今回は他の中小金融機関等も整備されてきておりますので、産業の開発を通じて機能がまさに開発銀行の機能であるという意味で、産業の開発を通じての経済社会の発展という規定に変えられたわけでございます。

○貝沼委員 もう少し語句のことを聞きますが、この「産業の開発」といふのは具体的な項目としてはどういふことになるのか。それから「経済社会の発展」といふことは具体的にどういふ項目になるのか、その点について願ひいたします。

○近藤政府委員 「産業の開発」といふことは全体といたしましての産業の開発ということばで文字どおりの意味でございますが、「経済社会の発展」とにつきましては、先ほど法制局から御答弁申し上げましたように、経済及び社会の発展を促進いたしますためということと社会開発的な融資全般についての概念を述べておられるわけでございます。

○貝沼委員 そうしますと、この「産業の開発及び経済社会の発展」を促進するということとすけれども、ただそういうばく然としたことではななく、たとえば、この資料によつても、「概況」によつても貸し付け計画などをみますと、先ほどか議論がありまふように、たとえばエネルギーとか海運とかいろいろありますね。こういうふうなものが主として考えられるというふうに解釈してよろしいですか。

○近藤政府委員 内容といたしましては、先ほどの大ワケが定められておりますエネルギー、その他四、五項目、これらが中心になりますことはそのとおりでございますが、ただ、「産業の開発及び経済社会の発展」といふことばに変えられましては、先ほど申し上げました公害防止とか大都市再開発とか流通近代化とか、いわゆる社会開発的な要素、そういうものがかなり表面に出てまいつておられることとでございます。

○貝沼委員 それでは、まずこの計画の中で、ずつと四十七年度当初計画などを見てまいりますと、四十六年度の当初計画から改定計画に移つたところ、かなりふえておられるわけですが、この中でも公害防止がかなりふえておられる。これはそれでいいと思うのですけれども、今度改定計画から、たとえば四十七年度当初計画の移りぐあいをみますと、エネルギー部門が非常にふえておられるわけですね。それから産業開発というものがむしろ減つておられるわけですね。それからさらに大きなものとして、公害、それからその他いろいろのがありますけれども、このエネルギー関係のところは特にこれだけふえなければならぬという理由はどういう

理由ですか。

○石原説明員 一つは原子力発電の関係が増加してまいりました。融資の内容は若干、たとえばタービン、ジェネレーターをはずすというようなことをやつたわけでございますが、しかもなお相当の額の増加になりましたこと、ガスの関係で、これは特定導管ということばを使うわけでございますが、東京、大阪、この近辺の周辺に大きなパイプを通じて、それによつてガスが供給できるようにいたします関係と、その場合に無公害燃料といたしまして天然ガスを使うことになつたわけでございますが、液化して運んでまいりました天然ガスを貯蔵するタンク、気化する装置、そういうようなもので新しくガスの関係がございまして、その二点がエネルギーワークが増加をいたしておるゆえんでございます。

○貝沼委員 そうすると、かなり原子力発電といふものの必要性を考えた上でこういうものが必要だといふ判断に立つたということですか。それならば、この原子力発電といふものが今後どれだけ必要と考えられておられるのか、たとえば新経済社会発展計画あたりの考え方あるいはまた総合エネルギー調査会ですか、その辺の考え方、いろいろあると思ひますけれども、大体どういふスケジュールのもとに今回こういうものが特に必要だと考えられたのか、その点はどうですか。

○石原説明員 現在の原子力発電の計画といたしましては、昭和六十年までに六千万キロワットという一応の計画がございまして、昭和五十五年、今後十年間で大体三千万キロワットでございます。いづれにいたしましても、六十年に六千万キロワットというものが現在の計画でございます。ただ、それも全部が現在具体的な計画化をせられておられるというところではございませんで、いま貝沼委員がお話になりましたように、総合エネルギー計画をどうするかというところから、一つ一つ詰めてまいりますと、原子力発電にそれくらいウエイトを置かざるを得ない、こういうことであります。が、いまのところはその長期の計画と、それから

現在具体的に着手しております地点、その計画、その二つがございまして、六十年に至りますまでの全部をどこで幾らという発電をつくるというところまでは至っておらぬわけでありまして、私どものところは至りましたは、昭和四十七年度に具体的に着手をし、あるいはすでに着手をして進行いたしておる、それに必要な金額を計上いたしておるわけでございます。

○貝沼委員 そこで、通産省にお尋ねいたしますけれども、これは通産省公益事業局から出されてる資料であります、それによりまして、昭和五十年に原子力発電による、原子力によるエネルギーが全体の八・六％であり、六十年には二四・八％である、こういうふうになっております。ところが、現在すでに四十七年でありまして、これは実は脅威的な伸びを示さなければならぬというところになると思ふのでありますけれども、はたしてこれは可能なんですか。

○荒川説明員 六十年で六千万キロワット、これを目標にいたしまして、現在非常にハイスピードで原子力発電所の建設をはかっております。いろいろな助成策等も講じまして、その手当てをするように極力努力しております。むしろできることならば六千万キロワットあるいはそれ以上に達するように、いろいろな施策で努力中でございます。

○貝沼委員 よく聞かえなかつたんですけれども、要するにこれはできるということですか。

○荒川説明員 できるように努力しておるわけでございます。

○貝沼委員 そこで、この原子力発電をやる場合に、ただこれはつくればいいというものではないと私は思うのです。やはり原子力発電をやっていくそのスケジュールは、新経済社会発展計画であるとかあるいは新全総であるとか、そういうような日本全体の再開発ということを基本にした上で、この原子力発電の場所とかあるいは出力というものは考へておると思うのですが、この計画は全部できあがっているんでしょいか。

○荒川説明員 現在は通産省のほうでやっております総合エネルギー調査会においては、これは各地点、各地点の検討については直接触れておりませんで、総合した六千万キロワットの全体ワックをきめております。さらに昨年の十二月、エネルギー調査会の中に原子力部会がございまして、ここでいってまいります点は、今後やはり原子力発電の地点では二十数カ所というものがこれから必要になってくる。それから、立地の選定という問題につきましても、電気事業者が本来やられることとございまして、政府側といたしまして、こういったものの立地が円滑にいくようにいろいろな施策を講じていきたいというふうに思っております。

○貝沼委員 日本の再開発が叫ばれておるわけですね。したがって、それに伴ってエネルギー源というものは必要になってくるわけでしょう。それに対して、政府としては全体として総額これくらいは必要であろうというところは私も書類で見えますが、この範囲内においては、この辺にこれだけのものが必要だというふうな、もう少しこまかいそういう計画というものはできておりますか。経企庁どうですか。

○下河辺説明員 原子力発電所の必要量についてはいろいろと検討しておりますが、地区別について詳細にはきめておりません。

○貝沼委員 私も原子力発電というものは将来これはどうしても必要だと思ひます。必要だと思ひますが、ただこれだけ必要な昭和六十年といつてももうすぐですよ。昭和五十年といつたつてももうすぐなんです。昭和五十年といつたつても、これは必要なんだ、必要に迫られるのだ、やむを得ないのだ、あるいはそうせざるを得ないでしよう、さつきからいろいろな答弁が出ておりますけれども、それだけではやはり理想的なものではでき上らないのではないかと。もっと積極的にそういうプランというものはつくっていくのじゃないかと私は思うのです。その上で今度は国民の世論というものを聞いて、また直すこともこれは必要か

と思ひますけれども、いま何もなく、ただ日本再開発なんだ、いかにも再開発がびしやりとできているような、青写真が見えるような感じがいたします。特にこの新全総など見ますと、昭和六十年になるとバラ色の日本列島がぱっと見えるような感じがいたします。けれども、何か詰めてちょっと考えてみると、そういうふうにならないわけですよ。私はこの点非常に残念というか、無責任というか、非常に困るわけですが、経企庁としては、この新全総あるいは新経済社会発展計画、こういうものを今度は改定するの、あるいははつくり直すのか、その辺はわかりませんが、総点検をするといつておられますけれども、しかもこれが先ほどの答弁では、新経済社会発展計画はなるべく年内にというふうなことで、新全総につきましても年内にちゃんときあがるのですか。

○下河辺説明員 新全国総合開発計画につきましては、ただいま総点検をするということ、省内もしくは関係省庁と総点検のしかたの相談を始めたとところであります。具体的にはまだなっておりますが、私も私どもといたしましては経済計画が年内に作業が終わるという予定で、そのでき上がりました経済計画との調整も必要であらうということを考えておりますが、また一方で、先ほどから御指摘いただいております具体的な地域について、構想として新全総できめておりますけれども、これを實現するためには、実はその地域の基礎的な調査であるとか、あるいは地域の方向との話し合いということが一つ重要なこととございまして、計画だけ直ちに改定するということにはいたしておりませんで、その間の調査あるいは県との話し合い、あるいは各省との話し合いを重視して、総点検を進めてまいりたいと思っております。

○貝沼委員 そうしますと、ことしじゅうはとて無理だと思ひますが、目ざすのは大体何年以内ぐらいにその結論を出すということですか。

○下河辺説明員 新全総全文をいつまでに改定するというやり方ではむしろなくて、その事項別に早くできるものは早く点検をして結論を得たいと思っております。長くかかるものは三年程度かかるのではないかと予測しております。

○貝沼委員 それからもう一言。これは総合エネルギー調査会の答申、四十二年の分ですけれども、これによりまして、原子力発電についていろいろ述べておられますが、「わが国における原子力発電の実用化は、いよいよ本格的段階に達しつつあるが、それに関連する技術および産業体制は諸外国に比しおくれであり、さらに核燃料資源にも恵まれず、原子力発電所建設については立地条件等の制約もある。また原子力は国際的な協力、調整を要することが多い。従つて、わが国における原子力発電開発を円滑かつ積極的に推進するためには、これらの諸問題を早急に解決する必要がある。」というふうな答申が出ておるわけでありまして、実際に原子力発電所をつくらうという計画が出ますと、それに対していろいろとトラブルが起こつて、そして予定どおりなかなか進まないというのが実は実情であらうと思ふのですが、こういう問題については具体的にどうすべきであるかということ計画を立てているわけですか。

○武田説明員 ただいま御指摘の幾つかの問題点を早急に解決しなければならぬというエネ調の原子力部会の答申でございまして、先ほどのエネルギー政策課長の話の中にもありましたが、昨年の暮れに新しい原子力部会答申をまとめたいたしたわけでありまして、そこでもいまま先生御指摘ございましたような幾つかの問題点と項目としては同じものを指摘されておるわけでありまして、立地点を定めまして、それでもそこでトラブルが起こつてなかなか予定どおり進まない、その辺についての具体的なプランでございまして、個々の原子力地点につきましては個々の電気事業者が当該地域の住民の方々の理解と協力を得るというふうなことを個々に努力しているわけでございます。国といたしましては関係の地方自治体あるいは周辺地域の住民多数の方々、こういう

早くできるものは早く点検をして結論を得たいと思っております。長くかかるものは三年程度かかるのではないかと予測しております。

た関係者の理解と協力を得て、原子力の立地を行なうことが必要だと考えておりました。また必要な場合には海岸にも立地いたしておりますものでございますので、周辺との漁業の調整も必要でございます。こういったことを個々具体的に検討いたしまして、地域の理解と協力を得て立地を進めていくという考え方でございます。

○貝沼委員 私は、結論的に申し上げますと、地域の人のコンセンサスが得られないうちはやはりやらせてはいけないうちです。それはいろいろと説明することもありますが、思いますけれども、やはり納得が得ずでやらないとうまくない。ところが私たちが見ている範囲では、かなり強引なところが相当見受けられる。そのためにトラブル等が起こっている。私は思うのです。そこでまず先ほど読みました中で、たとえば幾ら原子力発電をやるやるといつても、あるいはその発電機を購入する場合に、開銀のほうから融資するというようなことなんでしょうけれども、たとえそういうようなことをやってみても、その原子力発電所の発電機が動くためにはどうしても原子力燃料が必要なんです。その原子力燃料は将来あるいは現在から、日本政府として、あるいは国として基本的な考え方ですね、要するにどういう方法をもってそれを確保しようとするのか、この何といひますか基本的な考え方、これはどういうふうなことでですか。

○荒川説明員 昨年の、先ほど申し上げました原子力部会の答申で示されておりますが、やはりウラン資源の確保につきましては非常に長期の展望に立ちましてこれを確保していくということが必要でございますので、現在やっております民間の探鉱活動がございまして、これを一そう助成するというために今年度からは探鉱の場合に成功払いという融資制度を置きました。こういうようなやり方をいたしまして、昭和六十年におきまして年間利用量のほぼ三分の一を自主的に確保できるというふうなことをめどに、これから資源の確保をはかってまいりたいというふうな思いでございます。

○貝沼委員 将来は原子力発電にならなければならぬと思うのです。ところが、日本の国にあるウランの埋蔵量というのはごく微々たるものであつて、それを掘ればむしろ採算が合うか合わないかわからないという状態だと私は思うのです。むしろ合わないと思うのですけれども、そこで結局ウランというのは海外に資源を求めなければならぬわけですね。ところが、いま石油問題で一番困っているのは、ある一定の少ない産油国から石油を買わなければならぬということ、非常に不安があるわけですね。ウランの場合はまだ各国に少しづつ産地があるわけですね。そういう場合に、日本の国としてはその原子燃料を確保するために、ある一つの国からだけ、たとえばカナダからだけ買うとか、あるいはもう少しで別々の国から少しづつ輸入をするというふうなことを考えるとか、あるいはまた日本が自主開発をして、そうしてそこでとれたウランならウランを今度日本がそこで精製して持つてくるとか、イエローケーキにして持つてくるとか、あるいはイエローケーキは日本にきてやるのか、いろいろなことがあると思うのですけれども、基本的な日本の考え方というのはどうなんでしょうか。

○荒川説明員 原子燃料の安定確保から申しますと、先ほど先生の御指摘になりましたような石油の問題と同じようなことがございまして、したがって供給源の多角化ということをはかってまいることがもちろん大事でございます。それから、やはり自主的に確保する。この自主的に確保にはいろいろな形があるかと思いますが、それはそのときの具体的な鉱山プロジェクトとの関係で個別にきめることだと思ひますが、そういう自主的に原料を確保できるということをやはり基本線としてやってまいりたいというふうに思っております。

○貝沼委員 加工はどうでありますか。

○荒川説明員 燃料加工につきましては、現在やっておりますわけですが、まだ非常に日本の企業の体質としては弱いわけでございます。

これはやはりもっと強くしていくということがどうしても必要でございまして、このためのいろいろな税制、金融上の助成措置をさらにこれからも強めてまいりたいというふうに思っております。

○貝沼委員 いまのやつているというのは、日本の国でイエローケーキをつくっているのですか。それをこれから強くしていくということですか。

○荒川説明員 燃料を最終的に加工する段階でございます。濃縮ウランではございません。

○貝沼委員 イエローケーキはどこでつくりますか。

○武田説明員 お答え申し上げます。先ほどエネルギー政策課長から加工とお答え申し上げましたのは、最終の燃料体を加工するということでございます。

○貝沼委員 そうしますと、濃縮ウランをつくるわけですね。たとえば酸化ウランをとってき、それでもって濃縮しますね。そしてイエローケーキをつくりまします。この工程はどの国でやりますか。

○武田説明員 濃縮ウランをつくる過程につきましては、現在のところアメリカのAECに賃加工を委託してやっております。

○貝沼委員 将来もこれはその産地の、鉱山のあつて国ですね、要するにその国、その国でイエローケーキをつくったものを、日本はそれを購入して、こういう姿勢をとっていくのか、それとも日本でイエローケーキをつくるという姿勢をとろうとするのか、この点はいかがですか。

○武田説明員 御承知のとおり、また先ほど先生からお話ございましたとおり、日本の中では鉱石はほとんど出ないというのが現状でございます。したがっていまは鉱石は将来に向かいまして、ずっと外国で確保する必要があります。したがっていまはイエローケーキの形もそれが主体になる、ほとんど全部になるのではなからうかと想像いたしております。

○貝沼委員 いまの答えは、ウランのとれた国で濃縮ウランをつくる、それを日本が購入するとい

う形になるという意味ですか。

○武田説明員 お答え不十分であつたようでございますので補足させていただきますが、濃縮ウランの形は、現在のところはアメリカから購入いたしておりますが、将来につきましては、たとえば国際共同事業であるとかそういうような構想を昨年来いろいろ議論されておるわけでございまして、また日本国内ではこれは原子力委員会が中心になりまして、動燃事業団等いろいろな技術開発をいたしておるわけでございます。したがって、そういういろいろな可能性を組み合わせて、何が最もいい形であるかということ原子力委員会が中心になりましていろいろ検討しているわけでございまして、また、総合エネルギー調査会におきましても同じような検討を今後とも続けることになる。その結果によりまして、将来の方向がはっきりしてまいるといふことでございまして。

○貝沼委員 ばくはこの問題は非常に大事な問題だと思ふのです。これがどつちになるかによつて、たとえばさきから自主開発とかあるいはいろいろ言つていますけれども、この方法ががらりと変わってくるわけですね。だからこの基本的な点、まあそれはいろいろ政治的な問題があることはわかります。濃縮するということはすなわち核兵器に関係するとかいろいろあるわけですが、それとそれはそれとしてまた議論は別なんですけれども、とにかくその辺の基本的な考え方がちゃんとできておらないと、幾ら自主開発だ、あるいはたかさんの国に分けてこれを購入していくというふうな言つても、じゃ具体的にそれならばどこの国を一定対象に考えておられますか、目ぼしいものとして。幾つかに分けるというわけですか。

○武田説明員 御指摘のとおり、非常に将来のために重要なことでございます。鉱石の場合と濃縮の場合と両方いろいろ熊様も少し違つておりますけれども、たとえばアメリカ、たとえばフランス、あるいは鉱石についていいますと、カナダとかオーストラリアいろいろな国からいろいろな提

案があるわけであり。そういった諸事情をいろいろ考えながら、先ほど申し上げましたような組織でその具体的な検討を詰めてまいりまして、その結果どういう方向に進むかというところがはっきりしてまいるといふことでございます。現在の段階はそういう検討をそういう機関が中心になつて続けているわけでございます。

○貝沼委員 そうしますと、とにかくそれは非常にむずかしい問題である、検討中であるといふことですから、しばらくの間何年かとはとにかくイエローキーをそのまま日本が購入する形をもって原子力発電は進められていく、こういう意味でありますか。

○武田説明員 当分の間は外国で鉱石を取得し、それをアメリカに送りまして、アメリカで濃縮してもらつて、その製品を日本に持つてまいり、そこで燃料にする、そういう体制が当分の間は続くと思ひます。

○貝沼委員 ちょっといまはつきりしないところがありましたが、アメリカに送るといふのは、よその国のものも全部アメリカへ送つて、それで日本へ持つてくるということですか、日本が持つてきたのをまたアメリカに送つて、濃縮ウランにしてもらつて、それを日本に持つてくるということですか、どつちですか。

○武田説明員 鉱石は日本が買ひまして、それをアメリカで濃縮してもらつて、濃縮ウランになったものを日本に送つてくる、それが大半であるといふことであります。

○貝沼委員 その鉱石のとれる国で濃縮できる国はないからそういうふうにするわけですか、それとも、あるけれども、アメリカまで持つていかなければならぬという何かがあつてそうするわけですか、どつちなんですか。

○武田説明員 現在のところ、濃縮の賃加工を頼める国がアメリカのみでございますので、したがひまして、濃縮ウランの形の取得は、現在のところ、AECに依頼するといふことになつてゐるわけでございます。

○貝沼委員 大体そういうふうな燃料のほうはいわば非常に窮乏な形になつてゐるわけですね。ところが、先ほどから言つておりますように、昭和六十一年のときは、これはもう膨大な原子力発電が実はでき上がつておらなければならぬ。パラ色の日本ができれば必要なのではないですか。そこで私は、はたしてこれができるのかどうかといふことで実は疑問であつたわけですね。ところが、努力をして一生懸命やるというのですから、やるならば、それだけのちゃんと根拠があつてやるのだらうと思つたら、案外あつてゐるところかなりあるといふことですね。

そこで、ただエネルギーが必要であるから原子力発電をすればいいという単純なものではなくて、私は、先だから話が出ておりますように、それに伴つて心配されることは、公害問題があるわけですね。この公害問題は、通産省の公益事業局のこの書類によりまして、要するに、ないといふことが書いてあるわけですが、このパンフレットに書いてあるように、公害はほんとうに何もないのでしょうか。

○武田説明員 いわゆる公害基本法その他で定められております公害問題と離れて、原子力のほうは放射能の問題でございます。この辺につきましても、原子炉等規制法に基づきまして、原子力委員会が中心になり、科学技術庁等が中心になつて、厳重な規制をいたしております。

あともう一つ、公害対策の關係で共通問題として考えられますのは、温排水の問題でございます。温排水の問題につきましても、海面の温度の上昇につきましても水質汚濁の一つといふことになつておりますので、その關係ではある意味の公害問題があり得るといふことでございます。

「公害はあるよ。」と呼ぶ者あり」
○貝沼委員 いまも声が出ておりましたけれども、私は、公害はあると思ふのです。それで、例をあげましょう。これはきょうの新聞でですね、先ほどからも話が出ておりましたけれども、茨城県東海村の日本原子力研究所東海研究所で問題が起

つておりますね、これは科学技術庁よく知つてゐると思ひます。それからさらに、北海道水産部が調査した結果がきょうの新聞に出ております。これは確かに私は公害だと思ふのですけれども、これについての科学技術庁の見解はどうですか。

○大坂説明員 ただいま先生御指摘の東海村の廃液の漏れにつきましては、不注意に基づくものとは申しながらは遺憾に思つております。

内容は、すでに先生御承知のように、ホットラボから廃液を三・三立米ほど廃液処理場にパイプで流すにあたりまして、關係のないJRR2の前でございまして、バルブが若干ゆるんでおつたためにそこから流れ出たといふことでございしますが、幸

い人的、物的損害はございせんでしたけれども、そういう事故が起きたといふこと自体が問題だといふことで、きのう原研の責任者に対し嚴重な注意を与えたわけでございますが、ただ、原研のために一言説明申し上げますと、バルブの使用いたしましたといひますか、最終的な点検をいたしましたのが四月の七日でございまして、それ以降使用いたしておりますので、どうしてそれがゆるんだのか、その辺につきましてもさらに調査をいたしておりますけれども、点検は十分行なつたと聞いておりますので、全くの不注意によるものといふわけではないかと思ひますが、いづれにしても、そういう事故の起きましたことははなはだ申しわけなく思つております。

それから、北海道の水産部が発表いたしましたと称する新聞記事でございますけれども、その内容は若干不審な点もございますので、現在、水産庁あるいは北海道関係に照會いたしてゐる次第でございまして、内容はよくわかつておりません。

○貝沼委員 いまいろいろ話がありましたけれども、うっかりしてゐる。うっかりしたことが公害につながつてもらつちゃあ実は困るんであります。人間ですからうっかりすることがあろうかと思ひますけれども、たとえそういうふうなうっかりする人がおつても、ちゃんとそれが防がれていくように設備がなされていなければならぬはず

ですね。そうでなければほんとうの保安といふものは私は確保されてゐないと思ふのです。あるいはだれかが入つてバルブをゆるめたんじゃないですか。四十五度ですか、何かちょっと書いてありますけれども、そのだれかが入れるような体制そのものも問題であるし、しかもいま政府がこうして昭和六十一年を目ざして原子力発電が必要だといふうなことを一生懸命言つてゐるときに、こゝういったことが起るというところは、いよいよ原子力発電そのものに對して、どうもこれはあやうい、やつぱりもう一回確めて、あるいはそう急がなくてともうしばらく研究をしてから発電したほうがいいんじゃないかと地元の人が思ふのは、私は当然だと思ふのです。

そこで、一つの保安管理の問題もあると思ひますし、あるいは公害が起きないための設備といふこともあると思ひますけれども、いまつくられようとする原子力発電所、そういうものについて、こゝういふことは今後あり得ないと考えますか、場合によつてはあり得ると考えますか。

○大坂説明員 ただいま先生のおことばのとおり、うっかりでもいかぬといふことで、その原研の件につきましても、使用してない期間中は完全に他人がいたずらしても開かないようにロックするといふようなことを、昨日全部のバルブにつきましても行なつたわけでございますけれども、原子力発電所の關係につきましても、設計面あるいは施設面におきましては、安全審査で嚴重な審査をいたしまして、事故の発生することはないといふふうに考へておりますが、ただ、全くその不注意によるものがない——事故といふものに引つかかるようなものはおそらくは起こり得ないと思ひますけれども、ただ、過去におきまして、原子力発電会社で、たとえ燃料を引き抜いたりする機械を棒でつつかつたとか、ほんとうに、ちょっと考えられないような不注意なことを行なつて被曝をした例がございしますので、そういう例がないように、安全教育、その他保安の關係で十分な留意をいたしておりますけれども、そういう事故とか、

○武田説明員 御指摘の廃棄物処理処分等につきましては、先生御指摘のとおり、放射性固体廃棄物処理処分検討会で行っている検討しております。

でございますので、その十倍であっても別に影響はないと申し上げてよろしいような濃度でございます。

それから、安全性の研究でございますけれども、先ほどから先生の御指摘のように、原子力の

原子炉につきましては、それ以後の段階につきましては、たとえば設計及び工事方法の認可とか、あるいは検査等につきましては、通産省の監督に

うか。

○田中(六)政府委員 私はここでどっちに責任があるということは言えないのですが……

○貝沼委員 いや、そうじゃない。議題にするかどうかだ。

○田中(六)政府委員 もちろんこれは議題にしたいと思ふのです。

○貝沼委員 そういふようなことで、まだ原子力発電の問題は、そのほかたとえば原子力発電に使った燃料の廃棄物、これを今度どこへ持つていくとか、持つていく経路、こういうようなこともあります。それからさらに冷却水の問題で海水の温度が上がる。ただ温度が上がるだけで何にも変なものも流れるわけじゃありませんという説明をよく聞くのですけれども、たとえば温度が一度上がることで、ノリなどが全滅してしまうというところはあるわけでありまして、そういうようなところから漁業問題にずいぶん影響もあるわけでありまして、原子力発電がそうたいした害はあるものではないと、公害などおそれる心配する必要はありませんというふうな、こういう説明は政府のほうとしてやらないでいただきたいと思ふのです。やはりはっきりと、現実はいかういふものでありますというのを国民に訴え、そしてその土地の人たちのコンセンサスを得るような方法でいかないと、私は原子力発電の実現というのは非常にむずかしいと思ふのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○武田説明員 先ほど先生から御指摘ございました、当通産省がまとめた原子力発電の資料の中で、公害はないというふうな表現があるわけですが、そこは、実は私どもの説明の不足があるかと思ひますが、放射能公害というふうなものはない、こういうことでございます。もう一つ、いま御指摘のございました温排水が出まして、一度なり二度なり温度が上がった場合にノリ等が死滅する場合がある、これまた当該地域の事情等にもよりますので一がいに言えませんが、先生御指摘のようないふことがあるわけでございます。現在それは漁業補償等の問題といたしまして、いままでのところ解決いたしておりますけれども、しかし、そういった影響等ができるだけ少

なくなるような、あるいはできるだけ局限するよう努力を今後私どももしていかねばいけないのではないかと今ふうに思つてゐるわけでございます。

○貝沼委員 そういふことでありますから、開発銀行総裁、これは実は非常に意味深なものなんです。そこで、ここに原子力発電所をつくりたいからすぐ融資していただきたいといったら、それはもうかるというのでばんと出していくというやり方は、これは私はほんとうの日本の開発という立場から考えると、先ほどの阿部委員の話にありましたように、何もそんなに予備知識なくして金を貸すという、そういう態度ではなくて、やはり一たん金を出そうとする場合には、少なくともこれは開発なんですから、一つの政策金融なんですから、やはりチェックするだけの心がまえというものが開発銀行側にあつてしかるべきではないか、こう私は思ふのですが、この点はいかがでしよう。

○石原説明員 先ほど阿部委員の御質問にもお答え申し上げたわけでありまして、先ほど来いろいろお話がございまして、原子力の安全審査につきましましては、安全審査の専門委員会あるいは総理大臣の許可や、公益事業法に基づきます通産省の許可というものがございまして、それらにつきましてははなおの専門家の御意見に基づきました決定をしておられるわけでありまして、そこら辺は十分われわれも確認をいたしました上でやっております。なお、そのほかに先ほど来お話がございましたような地元の問題あるいは漁業権などの補償の問題、そういう点につきましましての見通しをちゃんとつけました上で融資をいたしているわけでありまして、安全審査というふうな問題になりますと、これは技術的に非常に高度の知識を要するものでございまして、その内容に立ち入つてどうという点になりますと、なかなかそこまでまいりかねる点がございますが、その安全審査の過程の問題あるいは許可の確認の問題、あるいは地元の補償の

落ちつきの問題、そういう点は十分に見通しをつけました上で、私どもの融資をいたしたいということはお話のとおりであります。

○貝沼委員 それからもう一つの項目の中に、公害防止というのがあるわけですが、これは、先ほど幾つか具体的話が出ておつたやうでありますけれども、たとえば重油脱硫装置というものはほとんどふやしていくという考え方を通産省は持つておるのか、それともなるべく低硫黄の原油を開発するという方向にむしる持つていくこととするのか、この点はいかがですか。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕

○荒川説明員 主として亜硫酸ガス関係の公害防止関係のことかと思ひますが、やはりいろいろな手段を併用していかねばいけないというふうな結果的に考えます。低硫黄の原油をまざるべく多く獲得する。それから入れてまいりましたものを重油脱硫で、製油段階でローサルファにするということもございまして、それから火力発電等で排煙の段階で脱硫する。それから東京ガス等ですべておろしますような、液化天然ガスを導入する。いろいろな方法で低硫黄関係の対策を併用していくというふうな考えております。

○貝沼委員 この問題も、突き詰めていきますと、低硫黄原油の開発ということが問題になつてくるわけですが、やはり硫黄の多いものを購入してきて、そうしてそれを脱硫して一生懸命金をかけるよりも、むしろ低硫黄の原油をちゃんと購入できるように自主開発するということが一番の問題になるわけですが、ところが、その辺の計画が、通産省のいろいろな計画を見ましたけれども、まだまだ私はちょっと不備な点が多いのじゃないかという気がいたします。それからさらに煙突の話であります。たとえば、私の住んでおるところなどは、実は集合煙突がたぐさあるわけでありまして、これは高くすればそれだけ拡散が大きくなるから、したがって薄くなるであらう、こういう理論によるものでありますけれども、風はあ

る一定の方向に吹くのであつて、この煙突を中心にして風が一斉に四方八方に吹くことはまづないわけですね。まづ片方から片方のほうに吹いていくというふうなことから、煙突を幾ら高くしてもやはり出るものはある程度まとまつていくわけでありまして、そういうふうなところから確かに煙突の下のは、これはそういうガスはなくなる。しかし、遠くのほうでそれがやはりあるのです。だから、こういう公害の対策のやり方というのは、私はほんとうにちよつと問題なんですけれども、これは環境庁に聞かなくちゃやがいが悪いと思ふのですけれども、いづれにしても、きょうは私はそれはやりません。やりませんが、しかし、設備だけ整えればよいというのじゃなく、その効果をちゃんと指導しながら、しかもその煙突をつくつたにもかかわらず今度はそのとおり、その工場なら工場できちんとやればよいのですけれども、やらない場合もあるのです。私たちがこれを抜き打ちに調査に行きます。しかし、何か知らぬけれども、ある人の話によりますと、バルブが二つあつて、だれかが来ると、ちゃんと公害設備のほうを倒して、そうでないときは別のほうへ倒してあるという話があるのです。確かに監視所みたいなものができていることは間違いない。きちんとできておる。

こういふようなところから、私はただ設備ができればいいというだけではない、それをほんとうに使つて、そうしてその会社が積極的に公害対策をやつてゐるかどうかという監督、これはどこでされてゐるのですか、通産省でしよう。

○島田説明員 お答え申し上げます。先生御指摘の通りに、設備だけで済まして、実際にそれを動かす工場の実際の動かし方が非常に問題でございます。また、それに取り組む企業の姿勢も非常に問題だと思ひます。御案内のように、規制の面につきましては、現在環境庁、都道府県知事ラインで各種の規制法ができておりますが、常時監視体制、その他規制につきましてはシビアな規制措置を講じているわけでございます。

が、それと一方それを実施する企業の方でも十分それを自主的にやるような体制を整えなければならぬと思います。したがって、これにつきましては、最終的には企業の心がまえ、認識の問題になりますが、ある程度それを担保する方法といたしまして、現在私どものほうでは特定工場の公害防止組織の整備に関する法律というのをつくりまして、ことしの九月から実施に入るわけでございますが、各工場にそれぞれ公害の施設あるいはオペレーションの関係、測定といった関係の責任者を専門の技術者をもって充てるといったような組織を法制で整備いたしました。この監督は都道府県知事が行なうということで規制と合わせてございまして、そういったところで企業みずからがそういう自主的に公害防止の管理をするという体制を整えるように現在指導しております。

○貝沼委員 それはまた私も今後、私の近くにはたくさんそういう工場がありますから、具体的な実例が幾つかあるのです。それをもつてまた議論することとして、きょうはやりません。ただそういうようなものなんです。公害防止といつても、総裁にこういうことを知ってもらいたいから、私は言っておるのです。それ自体の議論なら公害のところへ行つてやればよろしいわけですね。

さらに開発銀行法そのものに関する問題であります。この補完的ということが先ほどから話になっておりますけれども、ある新聞報道によりますと、資金が余り過ぎて融資先をめぐって政府系と民間金融機関が衝突をしておるというような記事が出ておるわけでありまして、この点はどうにお考えですか。

○石原説明員 先ほど申し上げましたように、民間金融機関で十分おやりになれる点は従来もいろいろな項目についていろいろな機会にそういう点の修正をいたしまして、こちら側の融資対象からはずす、あるいは融資率を落とす、対象を削るといふようなことをやっております。

るが、金融が著しく緩慢になりました状況におきましては、そういうような一つの筋道の話とは別に、現実には個々の融資の面で市中金融機関との間に調整を要する問題が起こり得るわけでありまして、したがって、これは午前中にもお話を申し上げたわけでありまして、私どものほうとしては、各個人の融資の問題につきましてのおの關係の市中金融機関と御相談いたしまして、その点で摩擦が起こらないようにいたしております。これは本店におきましてもそうでございしますが、各支店ごとにもそういうことをやっております。

なお、今後とも十分にそういう点は気をつけまして、そういうような摩擦が起こりませんように注意をしております。

○貝沼委員 それで、たとえば現在融資をいたします、公害があるために公害の設備に融資をしたその先というものは、先ほど話が出ておりましたように、かなり大きな資本を持っている会社がまあ大部分であろうと思ひます。そういうようなところから、一たん融資をしますと、これは開銀の岡田さんの話として出ているのですが、一たん開銀が融資をすると、その会社からいつまでも融資を続けてほしいと頼み込まれ、断わり切れないといった例がある、こういうようなことが載つておるのですけれども、こういう一たん融資をしたことが一つの例になって既得権的な考え方を持たれたら、ちょっと問題があるのじゃないかと思ひますが、この点は総裁いかがでしょうか。

○石原説明員 その新聞記事につきましては、私よく承知をいたしておりますけれども、融資をいたしております、引き続き融資を受けたいと申しますか、そういうような気持ちがある程度あるというところは、これはやむを得ないのかもしれない。しかしながら、それはまた別の話でございまして、貝沼委員お話しのように、政府金融機関というのはやはり筋道を通した融資をいたしますというものが本来の筋でございますから、そういうことのないようにいたしております。

るし、また今後とも気をつけてまいりたいと考えております。

○貝沼委員 大体これで終りたいと思ひますが、最後に要望だけ申し上げておきたいと思ひます。

日本開発銀行である以上、やはり一部の大企業の御用銀行になつては私にはならないと思ひます。やはり根本的には日本の再開発というか、あるいは開銀法の目的にあるように、この目的がきちつと達成される方向を根本的にしていかなければ、きょうは話を出しませんでしたけれども、たとえば海運の關係の問題であるとか、こういうのは相当の疑問があります。もつともっと手直しをしていいのではないかと感じがいたします。こういったことを特に今後注意されまして運営に当たっていただきたい。このことを要望いたします。

○山下(元)委員長代理 次回は、来たる二十五日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとしたし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時八分散会

昭和四十七年四月二十八日印刷

昭和四十七年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局 C